論文三ノ二

緊急政策と救援活動の開始

第一節 大地震前日(一七五五年十月三一日 大地震のさまざまな前兆 万聖節前夜)

巨大地震の発生

第二節

震災第一日(一七五五年十一月一

日

万聖節)

二 ベレン離宮の被災と国王一家の避難

リスボン参事会会頭への勅令

三

四 王国軍兵馬総帥への勅令

五 緊急政策の渙発とカルヴァリョの超人的執務

〔補論〕晩年のポンバル侯爵と侯爵夫人の回想

衝撃の当夜から凄絶な翌朝へ

第三節

震災第二日

(一七五五年十一月二日

万霊節)

二 救援活動の統括的指令

三 食糧の確保と供給

王国軍の首都出動と危機管理

匹

Ŧī. 遺体の処理と埋葬

南欧におけるペスト

六 救援と防衛の自主的活動

第 四節 震災第三日 (一七五五年十一月三日)

犯罪の激増

飢餓の防止と食糧の供給

三 水産物取引の免税

兀

近郊都市の穀倉管理

Ŧī. 資材の類焼阻止

六

宝蔵

の

類焼阻止

七 バ コ栽培園の防禦

国庫と港湾の危機管理

九 海寇と海賊に対する防衛

聖職者 の救援活動

国使節の速報

第 節 大地震前日 七五五年十月三一日 万聖節前夜

大地震のさまざまな前兆

院で特別の聖儀が行われ、 その翌日すべての故人を追悼する万霊節が営まれる。例年十月三一日から三日間にわたる祭日では、 す べての聖人を追慕する万聖節は、 官庁や企業はおおむね休業とされた。 キリスト教の重要な祝祭のひとつである。 万聖節の前夜と当日に続い 教会や修道 て、

スボン中心部の高台シア 七五五年の大地震に関する長文で綿密な記録、 ĺ ľ, オラトリオ会の聖霊修道院で万聖節の 『リスボン震災詳述』を遺した聖職者マ 前夜を迎えた。 ヌ エ ル ポ ル タ ル

道連れにしたい気持であ 美事な製作、 0 日 に先立っ 主 イエスの て わ が身に生じた不吉な出来事を、 った。 十字架像を私は持っていた。 その十字架像には神の 御業が崇敬の念をも 手に入れ まず率直 たの に語り が大層嬉しく、 É V っ 以前か て表現されていた。 あ の世 Ź ヌ \sim 工 0 ル 旅立ちに デ 1 P ス

V ぬ ほどの地震が二度起きたことである。 びが生じ、 万聖節の前日 眠りに落ちると、 以前から 0 もの その十字架像が夢に現れ、 割れそう 説教を済ませた私が、 なので、 反対側 あまり気にしない 同僚の もはやそなたの目に主は映じないと申される。 の片隅で横 数人から聞 臥し で僧坊に戻ったが、 た。 Vì なんら たのは小さな地 の懸念のなく、 そこでは道路側 震、 人によっ 眠 つ 夢枕で私の たのである。 の壁は漆喰に て は 気 づか

> 4/124 3/124

悶

は増

じて、

0

ポ ルタ ĺV 著 ヮ スボン震災詳述』 (1)

領事ス 重な観察は友人宛書簡に記録され、 断崖があり、 前兆を記録 日に震動を感じたことである。 ル ケレ タ 彐 た文書は若干遺され の は、 記録を _□ ッパ最西端のロカ岬と相まって、 前兆と思われる海洋と泉水の異変を目撃し とき、 ている。 翌年二月イギリス王立アカデミー 秘的な夢譚にまず心惹か 万聖節前夜の地震発生を伝える証言は、 リスボンの東二十マイル、 ポルトガル有数の景勝地として知られる。 れる た。 コラレ -におい 方、 シントラ山地中腹のコラレスでハン 地震の歴 ス の近くには大西洋を俯瞰する険阻な て会読された 他 の震災記録に見当たらない 史とし て注目され スト ケレ . る の ブルグ ル の貴 が

ポ ル ガ ル 駐 在 ハ ン ブ ル グ 領事 えト ケ レ ル 0

コ ーラレ ・ス におけるリ スボン地震観察

Manoel Portal, Historia da ruina da cidade de lisboa, pp.18-28. in Pereira de Sousa, op.cit., volume

1

ス王立協会会員 IJ べ カー 殿 より提供 一七五六年二月五日読会)

が b が帰るや、 Ġ の濃霧が 月三一日 は恐ろしい 霧は海の方 渓谷を覆いました。 天気は快晴に までの高波で荒れました。 へ戻りました。 して、 夏にはしばしば見ら 季節としては珍しく暖かでした。 濃縮したか 〈中略〉 0 よう れます に、 が 見たことが この季節には稀な現象です。 北風が感じら な ٧١ ほど濃厚になっ ń 午 後 四 時」十五分頃海 た す のです。 ぐに風向き

濁 稀薄になるところも、 十月三一日 地震の あ の午後泉水はきわ と水量も透明度も平常に復しました。 濃厚になるこころも、 めて少量にな ったのに、 完全に泉水が枯渇するところもありました。 他の若干の泉では地震の 小生は気 づきま す。 十 0 ち濁 月 ŋ 日 が生じ、 0 朝その 次第にそ 泉が極度 15

イギリ ス王立アカデミー年報 (哲学部門) _ 七五五年』 (1)

ける地震につ か で、 スにおけ IJ よりほ ン ズ ボ 13 ン ぼ る地震発生を歴史的 ・て」は、 大地震のさまざまな前兆が、 一世紀のちフランスの自然学者ア 七五五年の震源とピレネ山脈の に考察したものである 各地で観測されたことを明か レクシス . 火山活動の連関に注目 ~ リイ は、 リヨン王立アカ に した。 その論文「イ ポ ルト デミ ガ ル ^ 寄 べ スペイ リア半島にお せた論文の フ

¹ Stoqueler, Observation, made at Colares, volume XLIX, 1755. pp.413-414, 416 on the Earthquake at Lisnon. in Philosophical Transactions

日 没 人を受け 後や や黒 円 錐形の雲が ١١ くつか南の空に出現し、 車輪のごとき円錐曲 線をなした。

夜半に震動を感じたと、明言する人たちもいる。

多様であ された。 Ļ ルモナで 深夜に厚 0 鳥類や家畜が異常な変化や動揺を示 怯えたり騒いだり 、は多く 震災後にのみ水量の増減が 緋色の v VI ۲ た。ツスキエ つ 0 雲が 0 爬虫類が井戸 泉だ 西 け 0 するのを、 は、 水平線に現 ラにおい 確かに から出てきた。 リブリアの ても十月三一日の午後と十一月一日の午前に同じ現象が観察された。 水量が 生じたからである。 n Ļ V 以 っ 公前の 消沈したり驚愕することも、 人々 湧き水と地中の水が減少したため も半 は見た。 時 状態に戻っ 間あまり 十月末の数日 た。 持続する現象が、 と言うのは、 マドリ スペ 多 ッド であ 1 セ ヴ ンの各地で見ら の水源はその生成が る。 1 で井戸水や泉水が激 IJ 沢山のネズミが アで幾度 ħ た。

,レクシス・ペリイ「イベリア半島における地震について」 ①

(1) les et trembrementa utiles de Lion, tome DC, de terre de la péninsule 1847. pp.469-470 Ibélique. de la

第二節 震災第一日(一 七五五年十一月一日土曜日 万聖節

巨大地震の発生ーサン センテ デ・ フォラ教会の万聖節聖儀

れ 教施設にそれぞれ住民は参拝するが、 ことを所望した。 す ブラガンサ王朝歴代国王の霊 月 セント べての聖人 H の |万聖節は降誕節や復活節とともにキリスト教の重要な祝日のひとつであり、 遺物を収めるて建立された。一六二七年イタリアの建築家フ アルファマ東北部に聳えるこの教会は、 と殉教者を追慕して特別のミサが営まれ、 柩も安置される。 多くの信者はサン . 十二世紀に国土回復を記念し、 ヴ イセ 教区教会四十、 ンテ・ デ・ 修道院九十、 イリッポ・テ フォラ教会で万聖節の 礼拝堂 ル 官庁や商店は ポルトガルの守護聖人 チィに 一二〇などの宗 よって改築さ 聖儀に列する

8/124

聖ア 壇の台座で司式 ン ン ・ を奥へ進むと、 アル ヴィ ニオ など七つの聖人像が並立する。 フ セ ンテ ア マ の丘陵 ・デ・ 身廊では前方に貴族や顕官、 口 へと向 フォラ教会へ参じる高位高官は、 7 のイエスズ教会を模した広壮な礼拝堂に至る。 かう。 ルネサ 教会正面の頂上を仰げば、 ンス様式の雄大な教会正面は燦然たる大理石 中程に名士や富者、 ある 13 は瀟洒な馬車に乗り、 後方に商工業者が席を占める。 典雅な鐘楼と灯台が左右に聳える。 純白の法衣 を纏うた聖職者が中 「で築か Ś 61 は 奴隷に籠を扣 会衆の 壁龕には 三っ

る 手稿には、 の階段と境内の庭園に溢 判読困難な段落もあるが、 れ、 裏手の空地には乞食や放浪者が屯したのである。 かかる教会における万聖節の衝撃的な瞬間が記録され 国立古文書館 に蔵

聖器保管室の石造屋根も破壊されて、 0 0 壇に墜ち、 高波を受け 八祭文 出 ロへ てさら ン 'の斉 動き、 は、 なる震動が襲っ た 唱 1 を始 落石で足元から頭部まで 副司祭だけ 0 船 セ さらには回廊や 0 聖像も横転する。 ン テ よう め に左右 「みな主によりて喜び、 を て 残 フ して外 へ揺 、雄大な教会の壮麗な穹 オ ラ教会の第一 -庭へと走っ 歌唱してい ħ た。 ミサ 、走る。 ・・若い貴族に助けられ、 癒し に供する著名ない黒パン収蔵器や幼な子へ た。 礼拝堂で一七五五年十 破壊は会堂全体に及び、 た修道士と平修士もある 0 諸聖人を崇めて」と歌 マリアと呼ば 聴罪司祭はなお礼拝堂に留まった 窿が崩れ墜ち、 れる聖母受胎の古像が 拱門と回廊を通って 中 vì つ 月 会堂の各部と一対の鐘楼 たとき、 はオ _ 央祭壇の 日 ルガンの脇 土 曜 階梯も 日 会堂全体が激 が す 0 午前 **(*** の洗礼盤など、 崩れた。 ミサを主宰する盛装 に倒 に、 九 三分ほど間隔を あ 時 n るい て先端 しく震動 四 も倒壊した。 神の慈悲 五 は奏楽堂 分、 から祭

9/124

1 Sandra Costa Saldanha (coordenacao), Mosteiro de São Vicente de Fora, Arteе História, Lisboa,

Nicholas Shrady, TheLast Day Wrath, Ruin, and Reason in the great Lisbon Earthquake of 1755, USA,

方の鐘楼も激甚な横転により正門、 てが 瓦礫に埋 n た。 一方の鐘楼 には穹 礼拝堂の片側、 窿の墜落とともに崩れ 貯水槽の屋根を撃ち砕いた。 て、 地階の 大食堂と聖器保管室を破壊

す

べ

ポポ ル ガル国立古文書館所蔵手稿

出に加 て修業中の彼自身である。 宗教的参与であるフィ 院で被災した。 急政策編纂』で の解題で彼は地震の発生をつぎのように語る。 スボ わり、 ン大地震に係わる震災対策と危機管理について、 修道院の人たちをい ある。 この修道院には大地震を記録した三名の聖職者が住んでい これなる史料の編者フレ ゲイ 堂宇の ・レド、 ち早く先導して、 倒壊が始まるや、 『リスボン大地震詳説』を綴った イレも、 リスボン郊外のフ ただちにフレ IJ スボン中心部のシアード地区、 もっとも重要な史料は、 **ハマヌエル** レ は建物の下敷となっ イ レ渓谷へ避難させた。 た。 ポ 高名な学僧に ルタル、 一七五八年に刊行され オラト そして当時修練士 た同志士ポ してカルヴァリョ 『緊急政策編纂』 リオ会聖霊修道 た とし

あ 穏やか 遠に なる は ル 朝に、 地 ガ 震 ル 0 VI 0 被害に まだ聞 歴史に よっ きも 刻 ま ぜず、 て立証さ れる運命 読みもせ ħ -の年、 る。 なぜ ぬほど壮絶な地 _ 七五五年十 な Ġ 僅か 一月 震に な時 日 間 ij 0 スボ 午前 ì 九時四 ちに首都 ンは襲わ 分、 0 ħ 建物が た。 天気晴朗 未曾有の ほと 15 して、 んど破壊 規模

Manuscrito da

Livraria

no.

1110- tomo

-fls.279

Ħ.

Sousa,

op.cit.,

tomo III,

0 信者が参集してい 大量に 0 遺体が埋葬に付されたからである。 た。 神聖なる祭日 の祈 h 0 ため に、 とり it

裕 は を同じ な 地 っ た。 15 して荒れ狂う まで氾濫は及んだ。 6 海嘯が ぐに引き潮の危険が迫り、 押 高台へ し寄 逃 れる人たち 高 潮 は テ 1 そこから逃れる際に多くを奪わ は、 ジ 3 安全な地を求め 0 堤 防を越 Ż る。 る 両 0 が 岸 先決 か Ġ で、 遠く ħ 激流に沈めたか 損失を顧 離 ħ 従 いみる余 来浸

度で 最悪の日時に発生したの これら た 0 凄絶な異変に驚愕した である。 おり Ĺ ŧ 人 礼 々 拝 は、 0 難を免 た め す べ n て よう 0 とみ 教会で点燈が な錯 乱 Ļ なされ 都を棄てて緑野 どの民家で も食事 逃 Ó た。

フ ンシス コ ジ 3 ゼ フ ĺ 「緊急政策編纂解 題 (1)

11/124

ンド ア ンサも、 フ ア マ 丘 陵 のサ から遭遇した大震災を根源的・ ン ジ \exists ルジ ユ 城郭、 王立古文書館に 多面的に究明 奉職 す うるジ フ ĺ イ \exists レと同じく ア キ Δ ジ \exists 一七五八年 セ フ モ レ 『世界地震通史 イラ・

1 Francisco José Freire Terremoto, que padeceo (Amador Patricio de а (Corete de Lisboa Lisboa), Memorias das Principaes no anno de pp.2-3 Providencias, que se deraõ

との

文献を

Freire,

Memorias das Principaes

と略記する

究を凌駕する作品」 1) ス る古典的著作 ボ ン大地震』として上梓 る定番とし のひとつである。 二十世紀なかばに評価したとおり、 て、 数々 、の文献に L た。 1 歴史地震の先駆的研究者T 引証され 価のみ高 通読されること稀なる名著であるが、 疑いもなくモ D レイラ ケ デ・ ッ メンドンサの労作は災害史 「従来の つ あ ぎの記述は地 ゆ

断を 午前九時半をすこし過ぎた頃 0 か しては多少暑さを感じ 【第四七三項】 激烈な震動とその持 んで二度の地 霧で覆 ちこち 太陽 十 0 震が 光が多少とも暗くな ように続 広く 猛烈な速度で走る馬車 た。 あ 起った。 続に人々は抵抗できなかっ 日 気圧計二七イ ゅ は W 大地が揺れ始めた。その震動は地底から地面へ突き上げ、 月曆二八 た。 生きも あたかも VI これ が延々 に伴 日 シ 遠くで雷が鳴るときのように、地下 たる亀裂が 大気は静穏 チ、 そこに含ま 0 て建物の 0 セラ よう た。 に多く 1 第二の震動は一層規則的に七分 被害が n め ヾ で、 る硫黄の成分から臭気が発散するよう 雲はなく n 0 オミュ 人々 ·生じ、 た。 は思っ 建物 数分 快 ール温度計一四 0 壊滅によ た。 のうちに 十月か まさしく の雷鳴ともいうべき轟きが 倒壊 Ġ 温 グラオ、 大地か か と壊滅が 衝撃を増しながら、 暖な数日 八分続き、 北東の微風。 た に感じられ 噴出する蒸 短

Kenrrick,

The

Lisbon Earthquake,

Philadelphia,

度、 が 小さなも 立 セ l 四 項 の数度にわたり、 た丘陵をも洗い、 た大地 多数 尽きざる震動 の揺 の建 れに 物と水辺の多 よって海水が 切が沿岸の 1 あらゆ 背進し、 の住民を破滅させた。 る民族 岸辺では へ影響を及ぼし 初 めて見る海底も露出 た。 氾濫は大きなもの三 した

3 3 セ フ・ Ŧ V イラ・ デ・ X ンド ン サ著 『世界地震通史ーリ スボ ン大地震』 (1)

の規模 した震災日誌ふたつをとくに参照し、 と震災 の状況 に つ 11 てはほ かに 緊急政策の も証言や記録が 進展を時間的脈絡で把握する一助とした 数多保存されるが、 以下 -本稿 では出来事 の 日付

毎に記録 Ó 編纂 ギリスの ルランド 『紀行集ポルトガル 破壊も目のあたりに 貿易商トー 人修道女キテ 空白の数日を含みながらも、 マス・ジ 1 へ行っ ワ ット L ヤ た人たち』 た。 コンブはこの日ロシオ広場の近くで大地震に遭遇し、 マンの手紙とともに、 彼の被災証言はさして長文ではない その史料的価値が高く評価され では、 リスボン大地震の関してイギリス大使カステ この震災記録が復元された。 る。 が、 著名な女流作家ロ 地震発生から二週間あ 市政を司るリスボ ル ズ・ ス の記録と マ 白付 コ ン

貿易商トーマス・ジャコンブの震災日誌 その一

☆一七五五年十一月一日、ポルトガル

(1) Moreira de Mendonca, HistoriaUniversal dos Terremotos, Lisboa, pp.113-114

場に出るや たる砂塵で窒息寸前であっ ただちにモ ン ・ 0 日 ħ た ゴ教 X ゴ 頃 X ij 立居も難しい リ様の 異端審問所、 ス ボ サン・ ン もとへ駆けつ (ロシ たが、広場に踏み込むと、家々を脱出した人々 口 ほどで、 オ) 広場に近い ケ教会など、 IJ スボン参事会館、 凄まじ け る ۲, 見渡せる街並すべてが破壊されてい V) 事務所で小生、 事務所から広場へ 轟音に審判 カダヴ 0 P 日 ル 公爵邸 かと思っ ともに逃れるよう、 マ ス た。 さらにはわ が蝟集し、 ャ 震動は三分 コ ンブ が事務所が は地震の発生を感じ すぐに指示された。 か ジョ ら五 一分続き、 倒壊した。 ウ í ジ 3 マ

にして、 広場では群衆 十五 舌 し難い が溢れるばか に別 肢 0 惨状 の震動、 0 퇸 展開である。 ŋ 半時間のちに第三の震動が生じたが、 になった。 n る。 息絶えた者もあ 老弱男女、親と子、 聖職者や托鉢修道士はだれにも祈祷や告解や h 大半 知己親戚 の女性は半裸 最初ほど激しくは そして大勢の 0 まま。 改 か 病 な ってない 悛を説 人。 か た。 凄絶な様 は 建物 頃 0 15 倒 は

不幸に 群衆も気息奄々 ル ij サル 侯爵邸とサ たる有様であ ン・ドミンゴ教会で十二時半頃火災が発生して、 る。 (1) 濛々たる黒煙に包ま

九日 まで凄絶 にな状況 の の 前に被災し 連写に逐一 たあるイギ 日付が添 えら ij 、ス貴紳 れる。 ジ この エ 書簡 ント はダ ル 7 Ξ ン エ の書簡 ル デ Ź で オ Ŕ の 地震発生 創刊 に よる新聞 0 日か 5 「ホ 月

Jacomb.

Ξ.

Rose

Macaulay,

They Went To

Portugal,

London,

1986.

pp.273-274

マ ガジン』 ル 特別増刊号に再録された。 ヴニング ポ スト に 61 ち早く掲載されたのち、 同年十二月に刊行された雑誌『ゲント

あるイギリス貴紳の震災日誌 その

一七五五年十一月一日、ポルトガル、

呆然自失の 類を詰 0 裸足で四 翌日は 業務の が 日数年ここで め 方に 四 書類を整理 た 足下でさらに大地 め め 隅と近隣の 走り廻り、 [´]スボ た 緒 0 の荷造りも であ に働 ン 住居多数が崩れ落 i 現 止まるす る。 ٧١ 来て、二年近く た 金を両替する 多く が ほぼ終えた ポ ル 激震し、 ベ は動 - ガル もない。 顛 滞在 数百の建物が横転した。 人三名 ち、 九時三五分頃、 0 して動きえず に追わ 狂乱 外 した へ脱出するに ス 0 ħ 1 あまり数名は海辺へ走り、 た。 ~ 生 イン人 は 名状 その 明けて十一月一日ポ できぬ 一名、 も立居でき 一月最初 ŧ ま即死し 数千の住民 は凄まじい そし 0 な 出航 た。 轟音に襲わ で帰国 ル 男ども、 が右往左往する間 ようや そこで トガ 0 イギ ル す Ź 絶命した の祭日の IJ 女たち、 れた。 空地ま え人に 決意を と聞 び逃れ 激しく 暇を出 した に、 Ġ 首都全体 頃 は た 4 が

に、 また、 から る男女が 側 叫ぶ狂 濛 脱出する マ に婦人、 火焔の た んる煙 子ども、 群衆が、 雲が ただ 逃げ惑う 拡が なか 老人などが、 老若を問わず っ 人々に赦免を説く路上の聖職者。 突進する。 た。 人間 が予想も 恐怖の たが ~ レ ン V 描 あ 15 重り 逃 まり 写もでき ħ 息絶えた 合い る 4 ・生らも、 ぬ あまた出口 それでもまだ最悪の事態で 恐慌状態で 途上 で窒息し 0 あ 錯 る。 綜や た。 0 障害で手 救 V 0 は なか 足を負傷 人 \(\alpha\) った。 は 煙幕

込んで

一分か

二分分

0

ち

風聞

が

飛ん

で、

地

底場

0

噴火で全市が

火焔に包まれたと言う。

これを裏づけるよう

る建築が

次々

と倒壊するのを目撃

·した。

には四千人あまり

が蝟集し、

身動きも難

i

Vì

有様。

そこに踏

瞬間恨

身を忘

れが

た

0

で

あ

あても

なく

遁走しな

がら、

思

٧١

がけず広大なロシ

オ広場に出て、

堂

々 と

0

極

み

である

凄惨な混乱

のなか

小生は従僕のひとりを見失っ

た。

危険に曝され、

逃れよう

あ った。 特異な光景で あるが か ħ Ġ 0 大半が抱える のは 銀製や木製の十字架、 ときに は大型で重 L

一、ベレン離宮の被災と国王一家の避難

16/124

位置 IJ 万聖節の朝ジョ テ は 近くに マド く発せられた国際通信であるとともに は大航海時 ゼー世と国王一家はベ ド郊外に隠棲する実母、 代の記念塔やサ レ イ ン ン ザ 離宮で地震に襲われ ジ ベ ル エ 女性の筆で綴られた稀有な震災記録のひとつに挙げ 口 デ・ = モ ファルネーゼ王太后に至急便を送った。 修道院が聳える。 た。 べ レ ン離宮はリベ 衝撃の三日 のち王妃マ イラ王宮の この書簡 IJ 西約六キ Ź ナ は震 口

(i) Getleman's Magazine, Supplement for the Year

お、 順序は示されていない。 順に配列し、 第一 『緊急政策編纂』においてフレイルが仕分けした分類項目と文書題目を、 節 関連する種々の文献をも抄訳する。なお、 で述べたとおり、 順次綿密な検討を重ねたい。 本稿で誌した緊急政策の番号と題目は、 本稿では緊急政策の規模と進展を正しく認識するため、 また、 これら史料の重要性に鑑み、 すべての公文書に年月日が明記されるものの、 論述の便宜上筆者が加筆したものである。 参考までに括弧内に付記 筆者はある時点まで原文をすべて 勅令等の公文書を発布の日付 発布の時

宛勅令}と明示された。 なる語句は見出されず、 幹であり、 ける救援活動における主要な組織の第一は、 イラ編纂の 震災第一日に断行された緊急政策の第一は、 参事会会頭は市長の地位に相当する。 『リスボン市史公文書集成』では題目として「国務尚書カルヴァリョより通達された市庁参事会会頭 当時会頭の地位にあったアレグレテ侯爵の爵位と姓のみが誌される。 リスボン市庁と同参事会であった。 自由都市の伝統に輝くリスボ なお、 フレイレの編纂では勅令の題目と本文にリスボン参事会 ン参事会宛の勅令であ 参事会は自由都市リスボンの根 ただし、 る。 震災に オ ィヴ お

(フェルナオ・テレス・ 緊急政策第 発令一七五五年十一月一 ダ・シルヴァ) に軍 日ノ一 -|隊出動 の要請を命ずる勅令 リスボン参事会会頭アレグレテ侯爵

〈フレイレ編『緊急政策編纂』第十三項目の一 国民の窮状を救うため、 歩兵、 騎兵、 砲兵等の出動を即

刻要請するよう、アレグレテ侯爵に命ずる勅令)

【勅令】

謹白。

総司令官に即刻支援を要請し、リスボンを震撼した凄絶な災厄に対処するため、 ち、 ただちに執行すべきものである。貴官に神護を授けられることを祈る。 国王陛下におかれては 首都の全般的震災を最大限に救済すべく、兵馬総帥 さらには必要なものすべての用意を命じられたい。 (リスボン参事会会頭)アレグレテ侯爵に以下のごとき勅令を発せられた。 なお、 (マリアルヴァ)侯爵、 人員や資金に窮する場合にも、 歩兵隊、 アブランテス侯爵、 騎兵隊、 この勅令は 砲兵隊の 砲兵隊 すなわ

七五五年十一月一日 ベレン宮廷

(国務尚書) セバスチャン・ジョゼ・ デ・カルヴァリョ・イ・メロ

(リスボン参事会会頭アレグレテ侯爵閣下)

1

tomo XVI, p155°

以下この文献を Oliveira, Elementos para a Historia da Municipio と略記する。

Freire, Mémorias das Principaes Providencias, p.293

¹ Eduardo Freire de Oliveira, Elementos para a Historia doMunicipio de Lisboa, Lisboa, 1885-1911,

コイ ル建国の時点にまで スボン市公文書集成』で編者エデュアルド・ ムーア人の統治下でも交易で栄えたリスボンは、強力な自治能力を蔵していた。前述の浩瀚な史料集成、 ンブラ、 ポ ルト、 期の王権はイスラム勢力への防衛のため、 エヴォラ等にも一定の自治を認めた。 フレイ レ・デ・オリヴェイラは、 王権は各地の商工業者に支援を求め、 なかでも古代においてローマ帝国から特権を付与さ リスボン参事会の起源をポルトガ リスボンのほか IJ

は 一二四二年 スボ 一二一七年五月国王ア ン参事会の 八月サンチョ 淵 源はポ クォ 一世が与えた書状であ ル ンソ一世が当地の名望家をとおし自治体リスボンに授けた特権勅 トガ ル 0 政 治 的 な独立、 す なわ ち国家成立にまでほ ぼ 遡る。 これ がを証 書、 きら す る l:

0 に委ねら 行政と司法をすべて統率したが、 自治体の管理機構は数名の参事会執事と配下の公吏から構成され 市政の重要な問題は著名で富裕なリスボン市民 た。 王権 の任命を受けた代官が V わゆる名望家の集会 自治体

参事会の執事と公吏は 一年 間 0 任期であ ŋ 無報酬 1: して義務的と定め Ġ n た

これら執事の機 アルフォ 能と ンソ 権限が次第に拡大 四世の御代にはリスボン参事会を当時代に全面的に担うに至った。 Ĺ 新たな行政職、 評議員なる役職へと移行す る。 当初漠然と

(1) Elementos para aHistoria doMunicipio de Lisboa, tomo p.1.

一五世紀に確立した。 1) 王立万聖病院に隣接して建設された。 ン ス ボ ンの主要な同業組合より二四名の親方を評議員として選び、 これ相応しく親方衆二十四会館と通称される市庁参事会館が、 さらにそこから執政官四名を定める体制は 四九二年口 シオ広場の

参事会副総務を急遽命じられたクリストヴァ・ダ・ 教会から延焼で燃え尽きた。 一七五五年の大地震によって参事会館は異端審問所や王立万聖病院とともに倒壊し、 この様相はさきに引用したイギリス人ふたりの記録でも言及されるが、 シルヴァの証言は一層詳細である。 その直後サン・ 震災の直後 ンゴ

と当会館に供与され、 域も焼尽して、無数の人々が世を去り、 七五五年十一月 も被害を蒙り、 寺院のほとんどが倒壊し、直後数ヵ所で発生した火災のためこの地のもっとも雄大で豪華な地 や交渉に係わる国王や貴族の書状原本、 日日 すべて現在の国王に確認され、 貴重蔵書五五冊が焼失した。 午前 十時四五分神の裁きによる懲罰 財富は灰燼に帰した。 補強された多くの重要な特権である。 これらの蔵書に記帳されるのは、 さらには由緒ある美事な絵画も数多く失われ とし 王立万聖病院に隣接する親方衆二十四会館(参 て、 わ れ らの王国で大地震が惹き起さ 歴代の国王から首都 リスボン た

Oliveira, Elementos para a Historia da Municipio de Lisboa, tomo XVI. pp.147-148

(2)

¹ Oliveira, Elementos para a Historia da Municipio de Lisboa, tomo I, pp. 2-3, pp. 376-379

要件に対処すること」に置かれ、 れ る。 救援活動の勅令が受入側のリスボン参事会にまず発せられたのも、 レ編『緊急政策編纂』でこの勅令は、項目第十三, おそらく地震発生の直後リスボンからベレン王権へ急報が送られ、 後世注目されること稀であった 「騒乱と飛散によって孤立する国民のため、 こうした自治の伝統に配慮したためと思わ 応急の措置が採られたのであろう。 さまざまな フ

四 王 国軍 兵馬総帥 \sim の 勅令 ス ~ 1 ン 大使ペ ラ ル ダ 0

ア侯爵に命じる勅令である。 地震発生の当日さらにひとつ緊急政策が発せられた。 ポ ル ガ ル駐在スペイ ン大使の救出を兵馬総帥 [マリア ル

緊急政策第二 発令一七五五年十一月一日ノニ 兵馬総帥マリアルヴァ侯爵ディアゴ

デ

ノロンハ)

にスペイン大使救出を命じる勅令

救出すべく兵馬総帥(マリアルヴァ侯爵) イレ編 『緊急政策編纂』 第一項目の一 に命じる勅令) カトリック教国大使 (スペイン大使) の身柄を荒墟から

【勅令】

謹白。

るためあらゆる方策を講じられたい。 カトリック教国 国王陛下におかれては兵馬総帥(マリアルヴァ侯爵) (スペイン) 大使閣下が自邸の瓦礫の下に埋もれたとの急報が届き、 貴官に神護を授けられることを祈る 閣下につぎのごとき勅令を発せられた。 荒墟から閣下を救出す すなわち、

七五五年十一月一日 ベレン宮廷

(国務尚書) セバスチャン・ジョゼ・ デ・カルヴァリョ・ 1 メロ

(兵馬総帥マリアルヴァ侯爵閣下)

ス

最初に発せられた可能性が高い。 を施策の対象とし、 たものであろう。 ~ イ ン大使救出の勅令は、 他の勅令との異質を感じさせる。 フ ただし、 レ イレによる その題目と条文はあくまで身柄の救出である。 『緊急政策編纂』 緊急政策の用意が充分整わぬ時点で、 でも第一項目、「遺体の処理」 内容的には特定の個人 単発的に急遽発せら の筆頭に置 か

カトリ 防衛のためにも重要な課題であった。 ック教国の中軸を自負するスペイ シは、 \exists 口 ポ ッ パ列強の絶えざる角逐のなかで、 ルトガルにとって強大な隣国であり、この国との友好関係は ポルト ガルにとって各国

れ

¹ Freire, Memorias das Principaes Providencias, p.43

二重 ス 四〇年まではフ ~ イ の姻戚関係 ン大使遭 なかでもスペ ィリッポ二世の覇権のもとに併合されてい 難 の速報は つ て、 か 64 ・
ち
早 ンの使節はとくに丁重にすべき対象である。 なり緩和 う届い た。 やや奇異に映ずる緊急政策第一号には、 ポ ルトガ ル はこの強大な隣国に古来圧迫され、 た。 独立後の緊張した国際関係は、 べ レ ン離宮で危機を脱した王室一 スペ イン王権へ 両国の王室を結ぶ Ŧī. 八〇年から一六 の格別な配慮

まれ 絡が届 り着 ス の肖像が掲げら コ ンフ 61 マ 1 ペララ たス た。 彼の生家は十世紀から爵位を有するカタル 伯爵の遺体は公邸の ・アド **大**使 ~ ア れ シエウ スで歴史、 ・ン大使、 伯爵の称号を与えられた。 ア 経歴が記述されている。 シ ý エ 自身も ゥ 文学、 ~ ý 出口 ララダ伯爵ベル の 証 破壊された自邸 語学を修め 言によ で発券され れ ば、 ナード た。 若き日の彼はカラル その埋葬を教皇大使がサン・ ~ の庭園で一 スペ ララダ ハニャ アント イ 伯 夜を過 爵 の の名門貴族であ ニ・ボ 西 は地震発生の当日体調を [南端 1 ニャ コ イクサド 二 日 ス タ の著名な学舎アカデミア ý, の午後近郊の ブラバ べ 一五八八年ス ル ント教会で主宰する は に位置する 一七〇二年 サ シ ペイ 朝早 べ ~ 、ララダ ン バ ン デ ・国王フ Ŏ. 彼 ル } っである。 -修道院 セ の 城に 口 口 b ス IJ (1) 辿 ペ

第 Λ 代ペララダ公爵にして第三三代ロ カベ ル テ 子爵であるべ ル ナ ۴ P ン ボ 1 ク ۴ ル は

(1) 〈参照〉 本稿論文二の六 П 1 マ 教皇大使アシエウ ý の通信を参照の

奪 する 遠征などの 勤勉な修学時 V ポ セ 四 功 大使 ガ 一年 代と厳格な軍事 席によっ ル として に騎馬 0 主都を て一七三七年陸軍大佐に昇進した。 ij 将 灰 スボ 校 燼に 訓練を経 _ ン セ 化 0 五五年 した 宮廷へ派 た のである。 あ ľ * 遣され 一七三三年国王 \sim と栄進 た。 まさにそ 二年ほどの L この フ 0 1 地 間 IJ で凄絶 ち " 一七五三年国王 セシ \sim £ 1 な地震が 世 ール 0 近衛 発生 フ デ 連 I • シ ル 10 デ ャ 1 ヴ 公爵 ナ エ ン スと結婚 9 六世

され ては、 特定され 国王は三人称 た。 ふた 職名と爵位のみが書かれ、 ②筆者はそう っては日本やアジ つ 自然なら で示され お、 事 例 リスボン参事会会頭、 で察知できるように、 ぬ した人物の氏名をほかの文献によって確認 日本語に変換するた 国務尚書が文書の アの身分社会でも身分の高 氏名が記載されていな 兵馬総帥、 起草者である。 勅令は独特の様式により書簡体として起草される。 め ときには最 リスボン高等法院院長、 13 、人物に 61 非常時 ح 小限 つ の奇異な表現は貴顕への実名敬避によるも 11 の語句が付 の急務に相応しく、 てじかに氏名を述べることは敬意に 訳文ではそれを括弧付として明示 総大司 執行 教など高位の の責任者が宛先と 命令の主体 役職者に関し の ると であ

(2)

穂積陳重著『実名敬避俗研究』

刀江書院、

九二五年。

九

⁽i) Chateau de Peralada, l'histoire de deux famille. online.

避難先、 だし、 べてカル 執行に ら震災に係わる勅令は法律一 グア べ リョが署名した。 際 ン宮廷から発布され ては国務尚書のひとりが認証する必要があり、 首都復興の構想が提示される一七五八年六月十六日まで、 般と異なっ て、 閣議等での審議を要件とせず、 後年 『緊急政策編纂』 緊急の事態に即応できる。 に集録された勅 いずれもすべて国王の 令は、 す

<u>Ŧ</u>i. 緊急 政 策 0 開 始と 玉 |務尚 書 力 ル ヴ ア IJ 彐 0 超 人的

解題前文に に強調さ アジ お ユ ħ 13 てつぎのように記述した。 ダ避難と緊急政策の開始に ここでは被災者への救援活動に つ 6.1 て、 IJ Ź ボ ン大地震緊急政策編纂』 0 11 て国王ジョゼ の 編者フレ 一世の仁愛と高配 イ は、 同書

25/124

レイレ編『緊急政策編纂』解題前文

に応えて、 た我等を安堵させた唯一に 王陛下 滅ぼす 高邁な魂を抱か とご一家はべ ے ک で は レ な ħ ン離宮に居られ、 る国王陛下は、 して重要な事柄である。 存続するに値する方途で我等が救 か 軽傷を受け かる大乱 格別なる慈悲によ 0 た だけ 日 々 に王者の豊か でみ わ なご無事であ ħ って示され ることであ な徳操、 っ る。 たよ た。 な こう かでも英雄的 15 れこそ苦難に た天与 怒れる神

意志をもって、神の教えを実践された

0

災者救済 くも多 0 施策に着手され < た、 Ó 人命が失わ 最初 0 強烈 た。 n な震動によっ 宗教的 悲痛な光景が続く な達観によ て惹起され な っ て陛下 か た惨 で、 状 は 国 を止 王陛下は比 宿命的 め 給うこと、 な災厄と異なる神慮の導きを悟ら 類なき気概を発揮さ ポ ル ガ ル 国民 れ、 0 救 た だち 済 に被 切 ħ た

続け給うことを、陛下は聖母マリアに祈念された。①

災後いち早く纏 くに注目される。 であるが、 ・レデ 緊急政策の 1 と明記され ーリス オは十 ここに提示する一七五五年から一七六○年までの記録は、 主導に ボ め ン地震よりイエスズ会追放まで』 八世紀ポ 5 て一七六 れ つ た彼 13 ル 7 の著作 1 ガル 年リ れ と異なる要因を示すの スボ 『 リ ス の高名な学僧であり、 ン ボン で刊行され、 の地震・ である。 翌年イ は、 火災に関する報告』も、 国務尚書 この文献は 大地震から五年後に ・タリ カ ア語の訳文を添えて再版され ヘルヴァリ カル 「アントニオ ヴァリョ 3 の宗教的 大地震の全容を伝える重要な史料 上梓され の側近が遺した証言としてと フ な参与を勤めていた。 1 た小冊子 ゲ 1 た。 レドの証言 ル 1 お ガ よび ル

⁽i) Freire, Memorias das Principaes Providencias, pp.3-4.

⁽²⁾ Antonio Figueiredio, Rerum Lusitanarum Ephemerides ab Olisiponensi Terraemoto adJesuitarum expulsionem

五年 ン 大司教ダ の十 日別に記述され ガ 一月と十二月の事績、 タ ル ライ 政 事日: ヤ、 た。 国務尚書 ・リスボ なお、 またイエスズ会追放を主題とする後半では一七五六年から一七五 カ ン ラテン語原本とイタ ルヴァ 地震より у Э の肖像画が掲載され、 エスズ会追放まで』 IJ ア語訳 の間には記述内容の微妙な差異が見出され の 震災へ 初版全六八頁には、 の緊急政策を主題とする前半で一七 国王ジ 3 八年まで ゼ の事

フ ゲ ŀ, ポ ル ガ ル 政 事 白 誌 IJ ス ボ ン 地 震 ょ ŋ 1 工 ス ズ 会追放まで

以一七五五年十一月一日

を V す 異変が べ 0 ての 日 未曾有の 一波が押 都市 良 と要塞を粉砕 生き延 ることを思う 激烈な地震が襲来 せ、 びた 人々も l ۲ た。 0 人々が溺死 絶望に 五年後 これ Ĺ に続 IJ の現在で 沈 ス いて む した。 ボ か ン ょ 0 地 全域 傷病で倒 h 身震い 震に耐えた建物も市中にあ 軽 く弱 を破壊し す れるか V 震動 る。 て、 他 が 転落の 工 方地震による 幾度か発生し スト 末路に レ マ ۴ っ λ た た ゥ っ が と隆起 た ラ VI つ ۲ で ア 後 ŧ 0 0 大地に ガ 火災に 果、 ル ヴ . 凄ま エ

0 一西三マ 0 空地 ル 局 15 に王室の 仮 民 設され れ、 衆の 離宮と庭園 狂乱、 たテ 常事態への緊急政策によってリ ン 首 Ļ 都 が あり 小屋、 の凄絶で悲惨な様相 、国王は王妃および王女ととも例年長期に 木造家屋しか、 スボンが救済され、 に直面して、 怯える市民が 不撓不屈の 身を寄せる場 全土の 国 わたりそこに滞在さ 危機が回避され 王陛下と û なか ポ ル た。 ガ IJ ス れた。 王

怒れ る天の 懲罰であ 世紀ジョ ア ン 一世に至る数世紀が罪深い とす 'n ば 王権による緊急政策 は

熱烈 わ め n ガ 0 緒あ 15 た ル 0 袓 国を愛 繁栄を築 を得て ż と謙抑にし 族の家系で た王者の V ٧١ たア た。 国王 ٧ した 最初 ある ル せ て勇敢 に ひとり、 フ ね 忠誠である国務尚書、 信仰 は カ オ ば 口 ・ルヴァ ン な行動を彼は発揮 Ö ンド ソー世、 高名なジョ b 強化や低落し ぬ ンの宮廷へ、 IJ 災害に 3 は、 ジ ゼ 3 若く ア た道義の ン五 世は失墜した祖国を破滅から救 L っ 才 て我ら た。 っ 工 て 世、 V イラ 爽や でウ 自由学芸を学び、 是正に そ が 伯爵力 惨憺た か 1 0 な弁舌で礼儀 他歴代の シの 尽力された。 ルヴ る傷 宮廷へ派遣され アリ 国王によっ 痕 ジ と深刻 3 3 と友誼を これ の非 アン な打撃を蒙っ i= 凡 五 た亀 ても復興は ۲ な刻苦精励である。 重 た 世 鑑であ 一んじ、 0 0 であ 御代に二度大使を H 貢 寛ぐときには る。 至難 た た 驚嘆す まず首都 の業と思 x は

0 ウ 1 国 15 務尚書に任命さ 在留する間に、 著名な貴族の カル ヴ P IJ 令嬢、 3 はポ 工 ル V ア 卜 シー ガ ル王権 ル ダ 0 中 ゥ Ź 枢 に参与した と結婚した。 帰 国後 X 口 は ジ ゼ

高

貴な栄誉を求

め、ませ

自己

のそ

利益で

はな

祖国

の秘

繁栄を祈念したの

で

あ

た。

0

卓越

した

は神

的

な

瞑想よ

意ある雄大な事業に

傾

公注され

28/124

功績は君主と祖国 から次第に高く 評価 され る。学芸を復興し、商業を開発し 国法を 改 正

1 主としてカ 授与された。 玉 |務尚書 ル 『ポル ヴ カル ア IJ ヴ \exists r ガル政事日誌』 との ij э は 呼称を用い 一七五九年にオエイラ伯爵の爵位 にはし ばし ば オエイラ伯爵と記述され つい で一七七〇年にポ が、 本稿では混乱を避けるため ン ル 公爵の爵位を

か 測 h 知 ħ ない。 豪華壮麗な殿堂を再建するため、 この 人物がい かなる刻苦勉励をどのように 重ね

王権 改造と カ 首 0 0 都における遺体の 阻 復興が遂行 止と 反逆者 擊退、 され 修道女 0 埋葬、 た 処刑と迷妄なイ とき、 への保護と 食糧 王命とし 0 軍紀 供 -エスズ会 給、 て起草 0 軍 正、 隊 され \sim 0 神 0 出 抑 0 動 発布 庄、 怒り が 指示され され 経 を鎮め 済活動の振興 る祭儀 た 執行され とき、 が 命じられ た と同業組合の再建、 また盗賊 ŧ 0 は た o) 大半 とき、 逮捕と が さら 処 国務尚書力 都 罰、 É 市の復興と 外 は 国 敵 ル 王と ア フ

P

3

0

提案、

保証、

政

策に

ほか

なら

ぬ

(1)

わる事柄が記載されて 一世の高配が称讃され 書としての実績 0 とお ŋ ゙゙゙゙゙゙゚゚ ル 緊急政策への献身が語られ 11 る。 る。 ガ ル 政事日 後段を占めるの その前段では大地震 + 一月 はす . る。 べてカルヴァリ の概況と国王一家の避難に続いて、 \exists の 項 なかでも震災時に で は当日 ョに関する記述であっ の 状況や行 「王命として起草され、 動 復興事業を成就したジ て、 む 彼の学業と職歴、 ろ震災時の ョア に

1 Antonio Figueiredio, Rerum Lusitanarum Ephemerides ab Olisiponensi Terraemoto adJesuitarum expulsionem

1762. pp.8-10, 40-42 o sia Giornale delle cose accadute nel Portogallo dal Terremoto, fin all'esilio de'Gesuiti, Olisipone,

『ポルトガル 日 の 訳出は 七六二年刊行の羅伊対訳版に依拠する

され け る最大の功労者がだれであるかを明示したとされる。 たも の は、 大半が国務尚書カ ル ヴ ŕ ij 3 の提案、 保証、 政策にほかなら との回顧 は、 IJ スボン復興

擁護する政治的要素が当然含まれるが、 の処刑、 お この 力 書物は一七五八 ヴ ŕ ý \exists 政権 年 以降の政治的激動 一の確立、 これら重大事件の解明と記述にはなお多大の労苦と時日が必要である。 イ エスズ会の すなわちジョ 国外追放 などの直後に刊行され ゼ 世暗殺未遂事件 タ た。 ボ そこに -ラ侯爵 は独裁政 など有 力貴

30/124

(1)

(1)

重な記述が含まれ 党との フラ ジ 政治、 関与に ワシン ス ン ~ ス の より投獄され 騎兵隊少将ピエ ン指揮下の モ 口 ッ ユ アメリ 習俗、 . る。 オラ 戦乱に明け暮れ ル 文化の カ独立戦争に参戦した彼は、 ン ドゥ ダ、 等々 ゾテ、 詳細な情報ととも を た数奇な生涯ではあるが の ちの 外交官とし カ ル マタ に 後年ブ IJ ン 男爵は一七七六年から五年間イギリ スボ て身を立 ル ン 大地震と為政 タ 草 てる素地を涵養した。 ・稿として彼が遺したポ ニュ を根拠とする王党派、 者 カ ル ヴァ 一七八 IJ 9 ル ŀ Ź, に ○年ジ 関 ガ みみずく ル紀行

即位 リア 2 者 た 世の戴冠式にまず出会っ 七七年五月二五歳の のである。 の怨嗟と処罰を求める怒声 かし、 力 再建され羅リ ル 7 タン 力 ル 男爵の紀行には彼の偉業を語る讃辞に溢れ、 た。 マタ べ イラの王宮と広場で盛大な祝典が連日続 ン 同年二月国王ジ 、男爵は が渦巻き、 パ ケ まもなく ッ \exists ゼ 船でイ 女王はカ 世が逝去し、 ギ リスから ル グヴァリ 長女 ポ ル 二十年前に執筆され \exists ζ マ ŀ 一方、 に ガ 辞表の アが ル \sim 首都 ポ 提出 ル の [と地方 街 ガ IJ 々に ル ス たフ 初 ボ は多年に の ン イ の蟄居 女王 お 61 わた 7

- (1) Welschinger, Venture deguerre et d'amour BarobCormatin, Paris,
- (2) , Voyage du ci-devante Duc du Châtelet en Portugal, Paris, . tome pp.2-8

4『ポルトガル政事日誌』に符合する

済 ン バ る お ける大 現状を認識 ヴ 使 P 0 l 任 IJ 3 務を終え、 は 袓 帰国 国 が 後デ 負債 に喘ぎ ア ゴ 国 デ 庫 X は 払 ンド 底 ンサ 本土で に代 っ て国務 も植 民 尚書 地 で ŧ 0 筆 1 頭 ギ ij 15 栄進 ス 人

ゅ 0 n こう と思わ 口 を求 た 塞した は逃げ た午前 ġ た。 覆させた天災に 脈を根絶すべく、 つっ 加 えて盗賊 0 切 九 で 時 無我夢中 ħ 半頃 あ ず、 が 多 つ 跳梁し、 に逃げ 凄まじい轟音が V 彼 て が が 悶死す 改 V /惑っ 革 まここで語ろ 掠奪と殺戮を の構想に着手し た。 る。 発し 遺体が累積する道 ある 重 々 ね ぐさま大地が激烈に震動した は た たた 七五 火焰 とき、 め 五年十一月 で 焼け 怖 々 あちこち は、 る 死 べ 建物 に、 き災厄が ľ 目 の倒壊で遮断され 一避難す 0 天気晴朗に 行手を遮 人 々 ź 住民 は 中 床板 0 火焔が 快適 人や病 ポ は倍 ル なる ガ

不安を鎮 生き延び あ る。 た 住民 震こそ彼 つ は負傷者を救 た、 0 生涯 から離散 対策の歪みを にお V, VI Ļ ても こちらで Ш 積極的 岳 地带 とも輝か は被災者を励ます。 $\dot{\sim}$ 15 改 逃 \$ n V た 任務 時期とな るべ 0 怠慢を是正したので き破局にお あ た。 Ġ ゅ 首都を東奔西 る現場に出 け るポ ン 向 走 バ V ル て、 て 0 動 向 燥 が どう であ

n 即 15 処 刑 ż 間に ħ た。 わ た 遺 体 すくなく 0 埋葬も迅速に処理さ とも二三〇件の法令が創出され れ、 石灰を袋に詰め た。 す ~ 多 ての盗賊 が大海へ投棄され と攪乱

け、 住民 た。 地域 が離散する 震災からの救世者とだ から早急に運ば Ō を防ぎえた。 れる。 災害の ポ れもが尊敬した。 ン バ 痕跡をいち早 ル の気概と熱意と信念に 妻が運ぶ飲みものだけで、 く除去するため全力を尽し、 よっ て、 索漠たる荒墟とか 四 八時間没頭 瓦礫 0 Ш を し退 0

ル マ タン男爵著 『シ ャ 元公爵ポ ルト -ガル 紀行』(一 八〇一年)

た その 直接聴取された可能性が高い。 ッ カ パ 邸宅に寄寓した。 出話は落涙で途切れた。 の政治や社会に関心を抱き、 7 タ ン 男爵は大地震の惨禍を現地で追跡 彼 1 ツ語、 の草稿には長文の会見記が原註として付 地震発生のときポンバ ②みずからの被災に関する同夫人の証言は、 フランス語を彼は自在に話したとい 研鑽の旅を続けるカルマタン男爵から各国の現状を聴聞し しただけでなく、 ルの妻子は、 震災の けせられ リスボ う。 てい ポンバル夫人も来客と食事を共にし、 救世者ポ ン西北端の高台、 他の史料には見出され る。 失脚の身ながらポン ン を蟄居先に訪 セクロ た。 沢山 ず、 街の自邸に バ ね ح の ル の \exists \exists

(i) *Ibid*, tom I, pp.123-126

(9) Ibid, tom I, pp.140-144

卒倒する したと、 に墜ちた 粉砕され 0 は まもな ばか ポ で そ ٧١ ŋ ン 0 バ く急報が 彼女は、 っ ル は届 夫 人 早朝 届 か は ない V 咄嗟に立ち上り、 まだ寝室にお た。 か ら外出し そう 子息たち た苦難と危険を共にした た夫の安否が、 b のもとへ駆け ħ 気丈にも沈着に户口の軒下に身を寄せ た。 寝台と枕元 無性に心 る。 邸宅の 0 脇で障壁が 配であ ١٧ なか と彼女は念じた でも タピス すで その ij に夫は被災者 一角に被害は が た。 0 あらゆ 騾馬も骨折 後 へ大きく な 0 救 < 出 が周り n

问書。

(1)

34/124

年処刑 びイ シ ヤ 7 布したが、 の n タ リス ポ 大使としてスペ レ 公爵 男爵 オ 同 でフラン 『書の ン政 のポ シ ル t イ 権掌握 編纂者ジャ ル レ 7 ス大使を歴任 ij • 公爵は イ ガル の翌年、 ンに派遣されて 紀行は フ 若きカル ン-フラン ロランは著名な女性科学者エミリ フ Ĺ 八〇 ラ ル マ ン ンソワ 13 イ十 ス軍によるリ タ ン る。 年 六世 の ブ **『**シ 庇護者であっ 十八世紀の ル ゴ の ヤ 側近に加えられたが イングは、 スボン侵攻の六年前に レ元公爵ポル \exists て、 1 口 みずから • ッパ シャト 紀行の草稿 ト ガ では著名な故 ル紀行』 レ公爵夫人の ロベスピエ 64 < 「ポ は公爵の書庫で発見された 、つか 上下と ル 人の遺著とする偽作 の ガ 書物を著すとともに、 令息であ してパ ル ルによっ 紀行』 リで刊行 て は上梓され ウイ 一七 され

(1)

存するのであろう。 時宜に即して同国の風土、 政治、 習俗を認識できる企画であり、 こうした出版の背景には複雑な政治状況が

第三節、 震災第二日 (同年十一月二日日 H すべての故人の日)

、壊滅の当夜から凄惨な翌朝へ

の老若男女が空地や広場や野原で野宿し、 まる祝祭の第三日として、 ヤ コンブも、 月二日はキリスト教の万霊節、 手稿には行文の脱落や乱れが若干含まれる。 リスボン北端の緑地で小舟を借り、 通常ならば一家揃って墓参に赴き、 すなわちすべての故人を追悼する祭日である。 度重なる余震のもとで黎明を迎えた。 水 上で仮寝した。 父祖を偲ぶ家族が多い 震災の翌日につい ロシオ広場から脱出した貿易商 この ても彼の日記は比較的詳 一七五五年の万霊節数万 日は万聖節前夜から始

35/124

貿易商トーマス・ジャコンブの震災日誌 その二

☆一七五五年十一月二日

多くの在留民と同じく 小生も自宅を破壊され、 フ ij マ ン様の助言で一緒にカンポ グラン デの 友人を頼

大な水道橋を例外として、 の夜も軽震を感じたこと数度である。 まで逃げた。 る決意をし た。 そこでフ だ が オ そこでも憔悴した ル 街々 フォ の建物はすべて同じ運命に打ち砕 ード様とラ 途上の惨状は筆舌に尽し難い。 友人 キン様に巡り会い、 と倒壊した邸宅に出会 か 小舟を賃貸して、 れてい だれもが号泣 IJ スボンか L 一夜を水上で過した。 Ġ さらにニレ 逃れよう もなく、 グ ル ス遠 巨

命だけ 瓦礫 広場に逃れる つ は新たな大理石の埠頭が沈没し、 た。 リスボンの市街では 0 小生の はと飛び出 から大勢助けを求めても、 際、 徒弟であっ バ ルコニー 靴にも靴下にも欠けることは、 たセイ ・沢山の乗合馬車、 の支柱の崩れで他界した。 ル君も不慮の死を遂げ、 他方ではすべての商品が焼尽した。 だれひとり近づかない。地下で呻く者数多く、 四輪馬車、 老弱男女、 罹病の怖れもあり パルミンスタ 手押し車、 貧富貴賤を問わない。 牽き馬、騾馬、 砂糖倉庫も焼けて、 ー様のイギリ 歩行困難な老人も多数。 ス人召使も小生に続 牛、 等々 貿易上大打撃とな が 税関所の一方 土 に埋 れ、

な な影響を与えるであろう。 大抵の者が現金を喪失し、 V はずである。 (1) 商店の 請求書の提出も支払も不可能となった。 経営者が みな品物や代金を奪わ ħ 1 ポ ギリス、 ルトガル 才 ・ラン 人は勘定も負債も決済で ダ、 フ ラ ンス 15 も無

同 口 オ 広場を去ったイギリ ス貴紳は、 十キロ 西 の べ レ ン へ逃れ た。 べ レ ン の被害は比較的軽少と伝 えら

1

Jacomb,

op

海時 の発進地であるが、 国王一家は沿岸の離宮から脱出し、 記念碑が聳える埠頭には、 火災も重なって住民 高さ十六フィ は苦難に曝された。 津波が押し寄せたと言う。 大西洋の河港に近く、

いるイギリス貴紳の震災日誌 その二

☆十一月二日

1 激しさを倍加 上する市街 V シ 0 近く 内を見詰め l へ辿り た。 夕方に至るも、 た。 着き、 眠 空地を転々 から目覚め 飲みも とし 0 が得られず、 たが、 飲むも どこにも部屋など見当たらぬ。 0 な と食べ にかを口 るも にしたのは、 0 が皆無である。 二十 第 人にひ 火災は第二日も続き、 一夜は祈祷に終始 とりであ

救援活動 の統括的指令 高等法院および王国軍 ^ の協力要請

学僧フ 1 ゲイ ・レドの ーポ ル ガ ル政事日誌』 は、 十一月二日の事項として救援活動と危機管理の本格的始動を

(i) Getleman's Magazine, op. cit., p.591.

簡潔に伝える。 この日発せられた緊急勅令八件が同書つぎのように要約され

フィゲイレド著『ポルトガル政事日誌』

以 一七五五年十一月二日

0 遺体の葬儀と埋葬がベネデ ポ ルト ル 駐在 スペ イン大使ペ ィクト ルラデ伯爵 会の修道士たちによって行われた。 は、 公邸か ら脱出される際に倒壊した建物の下敷きとなり、

持主に返還する 参事会評 とも命じられる。 スト 0 違反や反抗を取り締まるよう、 首 都各地区に十二名の評議員を派 餓の危機を阻止すべく、 配慮も その他有志と一致協力すること、 かつ b指示され、 また、 堅固な公共の た。 リスボン高等法院院長ラフォ 軍隊を出動させることを指令された。 小屋を築い 遣 犠牲者の遺体と動物の遺骸を速や パ て、 ン屋と製粉業者を集結させ、 荒墟で発見された金銀を保管 エス公爵に勅令が発せら さらに飢 食糧を迅速に供給するこ かに埋葬すること、 饉へ ħ それらを本来の の不安と恐怖が 司 法関係者 また

9 た 同じく コ ス 工 ス 0 統率に V ル マ より ウ カスカイ ラ州長官 エヴ オ ス、 ラ マ ~ 0 IJ ニッ 竜騎連隊 ア ŕ シェ エ ラ侯爵に とエ の連隊を一斉に首都 ル ヴ 勅 P 令 が の歩兵連隊も出動 下さ n へ急派させるよ 被 災し たり 0 ス V ボ う命じられ ン市民 オリ ヴ 0 救 た。 援 ザ まもなく ۲ 防 御

38/124

の勅令であろう。 れら多様な措置のなかで筆頭に挙げるべきは、 これにはポルトガル王国軍やリスボン市民との一致協力を要請する添書と布告も含まれる。 統括的指令にあたる緊急政策第三、リスボン高等法院院長へ

う、 緊急政策第三 (ペドロ・デ・ リスボン高等法院院長 イレ編 『緊急政策編纂』 ブラガンサ) 発令一七五 (ラフォエス) 五年十 およびリスボン各地区の行政官に救援活動を命じる勅 第一項目の二 公爵およびリスボン各地区の司法官に命じる勅令 一月二日ノー 遺体を埋葬するため、 リスボン高等法院院長ラフォエス公爵 また種々の緊急措置を遂行するよ

【勅令】

謹白。

指示されたい ら判事の采配によって王都各地区の司法官や法吏に、 すなわち、 国王陛下におかれてはリスボン高等法院院長(ラフォエス) 訴追裁判所と請願裁判所の判事へ簡潔な実施要領を配布すべく、 かくも重大な責務を分担させ、 公爵閣下につぎのごとき勅令を発せられた。 草案を作成すること、 迅速に完遂させるよう またこれ

(1) Figueiredio, Rerum Lusitanarum Ephemerides, Diario, o sia Giornale, pp.10-11, 43-44.

止することも 要に応じて指名すること、 王都周辺の裁判管轄区を統率する司法官をただちに任命し、 国王陛下は高等法院院長閣下に命じられた。 さらに公共の安寧に関する全般的な告示を掲げ、 各地区の早急な復旧のため、 リスボン住民の地方へ逃散を禁 他の法吏をも必

各々の職務を遂行させること、また王都の艱苦を募らせぬため、 まま据え置くよう王命で指示された。 おなじく当該司法官に委任して、 これら裁判管轄区の製粉業者、 パンなどの食糧を急送する料金も、 パン製造業者、 パン焼き職人を招集し、 従来の

援活動を開始されたい。 高等法院院長閣下はこれら緊急措置の必要を認識され、遅滯なく国王陛下のもとへ伺候するとともに、 貴官に神護を授けられることを祈る

七五五年十一月二日 ベレン宮廷

(国務尚書)セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリョ・イ・メロ

40/124

(リスボン高等法院院長ラフォエス公爵閣下)

〈添書一〉

する全般的告示を掲げ、 国王陛下はつぎのごとく兵馬総帥 王命の完遂のため一致協力するよう、 リスボン住民の地方への逃散を禁止すべきである (マリアルヴァ)侯爵に命じられた。すなわち、 分遣隊の各隊長に令達すべきこと、 果敢な王国軍将校の指 また公共の安寧に関

て震災の混乱からそれらを堅く防禦させるよう、 なおまた、 荒墟から取り出した多くの財貨が、 所有者、 国王陛下は兵馬総帥に命じられた 居住者、 相続人等にいまだ戻せず、 各分隊長をし

〈添書二〉

スボン高等法院院長(ラフォエス)公爵が采配するよう委ねられた。 勅令を迅速に周知させる方途として、国王陛下は布告の公示を不可欠と思慮され、 状況に応じてすべてリ

[在 告]

乱に対処させ、 国王陛下におかれてはリスボン高等法院院長(ラフォエス)公爵を高等法院へ派遣して、 他の司法官にもいくつかの王命を授けられた 同院の毀損と混

物の処理を促進して、 神の慈悲で災害がしばらく停止され、 と司法官が悲痛な任務を分担すること、緊急の事業を指図できる人物を宮廷から派遣することである。また、 国務尚書が伺候するや、 荒墟から遺体を掘り起し、 陛下はただちに下問され、つぎの事項を指示された。すなわち、 王都全体の頽廃がさらなる破滅を招かぬようにと陛下は賢察され、 埋葬に付すことも強調された。 各地区の行政官

墟に埋もれる肉親や友人や資産を案じる者も、 国務尚書に指令された。 られた。なお、 加えて各々の教会が教区の全住民について被害を調査すべきこと、キリスト教の教義に導かれるものも、 公益に係わる重大な規制に例外は認めえず、規制の除外をなにびとにも許してはならぬ、 一定の規則に従うべきことを、 布告するよう国王陛下は命じ

国王陛下は兵馬総帥 ペニシェ、 セトゥーバルの軍隊を最大限に出動させるよう命じられた。 (マリアルヴァ侯爵) に国務尚書との一致協力を要望され、 アレンテージョ、 カスカエ

者に造らせることも、 を設けること、 荒墟に残された資材で使用可能な竈を早急に整え、 同じく国王陛下は、 国務尚書に命じられた。これを拝受して国務尚書は、救援活動に従事する人々にまず食糧を分ち与える。 荒墟で発見された一切の食品をそこに供託し、 国王陛下の指示に基づいて国務尚書は布告する かくも凄惨な災厄に対処する方策として、 市街地で確保できた小麦粉からパン焼職人やパン製造 食糧不足の震災の日々に蓄えを分配すること 市街地に衛兵を配した詰所あるいは保管所

地を選び、 かつまた、 最大の警戒心をもって膨大な数を埋葬するよう、 遺体の安全な処理について総大司教猊下と協議し、異変における先例に鑑み、 国務尚書は布告する 王都から遠隔の

七五五年十一月二日 ベレン宮廷

(国務尚書)セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリョ・イ・メロ①

監督と治安の維持を貫徹することを命じている。 リスボン高等法院院長宛十一月二日付勅令は、 さらには住民へ -との緊密な連携のもとに司法官が総力を挙げて遂行するよう命じられた 食糧の分配と物価の統制、 の教導や被災の調査にまで及ぶ。高等法院院長によってこれらは布告とし 業者の復業と逃散の阻 緊急政策に掲げられる具体的措置は広汎かつ多岐にわ 司法組織の主導によって震災時の危機管理を遂行 垆 財貨の防衛と盗賊への厳戒を指示するとと て遍く公示され 行政への 9

42/124

1

Memorias das Principaes Providencias, pp.44-47

設定された。こうした変容が意図的な操作によるものでなければ、 フレ ・レ編 『緊急政策編纂』では緊急政策第三の区分けと題目が、 粗雑な編集と言わざるをえない。 遺体の処理を主眼とするかのように

緊急政策第四 発令一七五五年十一月二日ノニ 司法機関役職者に宮廷への伺候を

命じる 勅令

〈フレイレ編『緊急政策編纂』第十三項目の二 国王陛下への伺候を司法機関の役職者に命じる勅令〉

【勅令】

謹白。

べき指令を発するため、 国王陛下におかれては司法機関役職者に以下のごとき勅令を発せられた。 役職者全員がベレン宮廷へ伺候されたい。各位に神護を授けられることを祈る。 すなわち、 王命を拝受し、 然る

七五五年十一月二日 ベレン宮廷

(国務尚書)セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリョ・イ・メロ

(司法機関役職者各位)

この勅令は財務監察官 ウンハオ伯爵、 バラオ伯爵、 リスボン高等法院院長(ラフォエス)公爵、 信教局長

官ヴァレンサ侯爵、 海外局長官ペナルヴァ侯爵、 宮廷管財局長官モルドモ侯爵にも発せられた。①

第三には統治機構の底辺をなす部署や役務である。 が適切な方途と思われる。」その第一は専制君主を頂点とする絶対的権力、 ガル研究において著者バ 一般に絶対王政 統帥権の多様さに戸惑いするが、 の統治形態と司法組織は複雑で錯綜しているが、 ルビはつぎのように述べる。 迷路を避けて複雑な政体を理解するには、 ポルトガル王政における軍事、 一八二二年フランスで公刊された前掲のポ ついで各種の行政組織や司法機関、 つぎの三層にまず区別するの 立法権、 行政権、 司

成と権限についてバルビの説明を参照したい。 島にまで及んだ。 刑事の三部門に大別された。 や生活と密接に関連するのは、 これ らのうちもっとも権威を有する司法機関は王宮に置かれ、 される事項は、 2 広大な地域を管轄するこの機関が、 国法につい とくにリスボン高等法院の管轄は国土の過半を占め、 リスボンとポルトに置かれる高等法院であって、これらの所掌事項は行政、民事、 ての解釈、 国事に係わる犯罪、 緊急政策を執行する第二の組織である。高等法院の構 官吏等への賞罰等に限られる。 最高法院または宮廷法院と呼ばれる。 アル ガルヴェ国やマデイラ諸 他方国民の業務 宮廷法院

⁽i) Freire, Memorias das Principaes Providencias, p.294.

三、食糧の確保と供給

平素励行したの 会会頭にはつぎの勅令が発せられた。 高等法院には震災下の は 市参事会である。 危機管理とともに、 緊急政策の主要な課題のひとつとして、 救援活動の統率と監督が託されるが、 食糧配分の実務を推進すべく、 住民の生活に密着した行政を

(iii) Balbi, op.cit., p.248-249

緊急政策第五 食糧の供給を命じる勅令 発令一七五五年十一月二日ノ三 リスボン参事会会頭アレグレテ侯爵に

べき行政官の任命をリスボン参事会会頭に指示する命じる勅令) 〈フレイレ編『緊急政策編纂』第二項目の一 リスボン市門で食糧を受領し、 各地区に配給すべく、

【勅令】

謹白。

う リスボン十二地区へ配分することが望ましい。 官を任命されたい。これら行政官にはあらかじめ住民の多寡と被災の軽重を調査させ、それに従って食糧を なわち、 国王陛下におかれては 陛下は別途裁判官を任命された。 リスボン各市門において市外から運ばれたすべての食糧を受領すべく、 (リスボン参事会会頭)アレグレテ侯爵閣下につぎのごとき勅令を発せられた。す 貴官に神護を授けられることを祈る。 同封した布告複本のとおり、 参事会に協力して監察を行うよ 然るべき参事会評議員と行政

46/124

七五五年十一月二日 ベレン宮廷

(国務尚書)セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリョ・イ・メロ

(リスボン参事会会頭アレグレテ侯爵閣下)

この勅令には(緊急政策第三に含まれる)布告の複本が同封される。

な特質 統が 十二世紀以降イ \exists に であることを強調し 関 口 て、 ッ パ 近代精神 べ タ ,リアをはじめ、 ル ギ ーの著名な歴史学者 た。 の 根底に流 F. レ ۲, ンヌの簡潔な論述はそう イ れることを指摘す ̈ ヅ フランス、 ラ ン . У ピ オラ レ ン ヌは、 ン した行政の具体的内容を語るとともに、 ダ、 参事会による自治的な行政をそれら 等々で次々と成立した都市自治体 ある 自 亩 61 は自 市

人 0 ため 住 は に施療院 あ 0 Ġ ゅ を助成 る領域 給 した を で恒常的 組 0 織 であ な 都市 行政 る。 -防衛の を執行した 装備と 財 紀律を整え、 政、 商 業 子 工 ども 業 を監 0 ため 督 L 15 学校を設立 公共事業 0 立法と督 に

ジ 外部と 供 樹立し 0 0 給 存続条件 合 工業 た か 規制 ら職 0 として課せら 人を保護 は 驚異的なまでに成果を挙げ、 が 明 白 な ħ 原料の取得と製品の 証左となる。 た社会的 政治的 数多 課題にブル 産業における 販 0 人口 売を確実に に生活 ジョ の資を す ア 一大傑作とも評価できる。 ジ る必要が 供 が すべ VI あ か 0 15 対 た。 処 こう l か た か 食糧 こてブ 都市経済 は、 ルジ 住民 は同 3 ア

(i) Freire, Memorias das Principaes Providencias, pp.38-39/

Elementos para a Historia do Municipio de Lisboa. tome XVI, pp. 155-157

活 をも含 か できる住 らの 0 ゴ 製品 Ŧ 民 を近隣 0 W ク 建築に 甪 幸福を保 か なる と賃金を規 0 村落へ売る独占権を得て、 時 比 代に 肩す 証 L ŧ 3 不正 な 0 ٧١ で 一の仮借 徒弟の 法制を築き上げ あ る。 彼 奉公を助 なき糾弾 Ġ は 商易の あ 成 によっ た。 b ゅ Ĺ る部門 販路を遠くにまで開拓した 売買における仲 て、 人と児童の 勤 を 労者を搾取 統 合 労働を禁止 介 者 VI や 0 わ 排除に 介 ば 無 λ から保護 か た。 ょ ら完璧な社 いって、 さら L た 安あ 15 会法 は また、 彼 がりに生 は 現 4

だれ 能であ て に生命と財産 現実は 0 す。 た 設置や す が 自己 たろ 依 各 ~ き任務 人をして i, 0 * た 15 都市を誇 の保護を保証した。都市のそとで彼らはあらゆる危険に曝され、 か 0 公共事業の 0 らで 重み λ 者を兄弟のごとく に耐 あ 0 お h ŕ る。 た ŕ め ために彼らが発揮 えるほど、 事実中世 に提供 あ その繁栄を っ た。 i 商人 ブルジ 0 た。 扶けしめ 共同体は 彼らに は早く 願 っ 3 した献身 アジ て自発的 あっ Ĩ 現代国家の ŧ 十二世紀 的 Ó ては利益の追求が郷土 十二世紀フランド な活動 に献身した。 公共精神が強靱でなけれ あら に収 は、 益の ゆる属性を備えて 古代にまで遡 なぜなら、 相 当部分を ル 0 $\overline{}$ あらゆる偶事に翻弄され 特許 0 都 同 h ば、 愛と結合 状 市 胞 ٧١ -共同体 の福祉 15 た。 初 はこの X n そ て同 L i た す ħ 各 よう 0 す は 成 で な 0 て 人 の生存 史実を に は る。 誌 不

1

四、国王軍の首都出動と救援活動

ボン参事会に助言した王権は、 緊急政策を執行する第三の組織は、 その翌日王国軍の統率者マリアルヴァ侯爵に直接命令を下した。 強力なポ ル トガル王国軍である。 すでに震災第一日軍隊出動の要請をリ ス

緊急政策第六 等の連隊出動を命じる勅令 発令 七五五年十一月二日ノ三 兵馬総帥マリアルヴァ侯爵にカスカイス

ンに招集することを、 〈フレイレ編 『緊急政策編纂』 兵馬総帥 (マリアルヴァ) 第八項目の四 侯爵に命じる勅令〉 カスカイス、 ペニシェ、 およびセトゥ バルの連隊をリスボ

【勅令】

謹白。

1 Henri Pirenne, Les Villes du Moyen Age, essai d'histoire アン ピ レンヌ著、 今来陸郎訳 『西洋中世都市発達史ー都市の起源と商業 économique et sociale, Bruxelles, 1927, pp.180, 182-184. の復活ー』白揚社、

九四三年。

八〇

一 八 二 1

一八三頁

連隊の半数を常駐させること、 ける緊急の要務を軍隊の支援によって遂行されたい。 貴官に神護を授けられることを祈る せられた。 国王陛下におかれては兵馬総帥 すなわち、 カスカイス、 また各地にテントを至急運ぶことも、 (マリアルヴァ侯爵) ペニシェ、およびセトゥーバルの連隊を至急リスボンへ招集し、 なお、 閣下が伺候するや、 神意に反して王都の混乱がなお続けば、 おなじく兵馬総帥閣下に指命じられた。 ただちにつぎのごとき勅令を発 王都にお

七五五年十一月二日 ベレン宮廷

(国務尚書)セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリョ・イ・メロ

1

50/124

(兵馬総帥マリアルヴァ 侯爵閣下)

述べる が果した歴代の貢献を、 ジア進出を達成した軍隊である。 地震発生の当日ただちに出動したポルトガル王国軍は、 『ポルトガル= 十六世紀以降もヨーロ アルガルベ王国に関する統計学的論究』においてバルビはつぎのように ッパ列強の圧力のもとで、 イ ベリア半島の国土回復や大航海時代のアフリカ 民族の自立と防衛にこの軍隊 ア

歴史を徴すると、 3 1 口 ッ パ にお V てポ ル トガル 人はも っ とも勇敢で独立不羈な民族であ る。 か ħ Ġ 0

だが リカ征 ルブケ 服と ル 0 ケ、 ては ペセ 強 た に及び民族を鼓舞した戦闘的魂 王 一国創建の 国 る戦闘と 的諸民族 コ、 0 間で保持 ダ・ク 達成 か の意義ある制圧もこれに加えよう。 ン した商易的優越と政治的支配 ゃ V /\ 勝利が 0 英雄 ア人 中的行為、 に対する幾多の輝か は、 これら 大規模な探検、 六十年の歳月スペ Ó 偉業が をポ スペイ 民族的 ルト ٧١ 驚異的 勝利を見ら ガル 1 ン王政の足下で消 な栄誉を不動 ンの巨大な権 は奪 な成果もそう わ n n た そ 0 力 であ 0 から再独 傷 滅 0 の淵に とし る。 跡 は た 立 VI た前 たる アフ

する。

0 再独立を 感謝も にお て独立 達成 消 軍隊も植民地も捨てた小さな王国 立た Ž した時 た 1= て王国軍 の即位を宣言したの 0 の承認と主要な植民地 である。 有名なショ よく 代に が は とは かし 民 ム いえ、スペイン継承戦争が て 族自立を達成す べ である。 ル る を収 ように、 の返還を敵国か の軍隊 め、 が、 る悲願 ス 訓練も忘れら ギ ~ 1 -にわ とス Ġ スに援護され 勝ち取 0 ポルト たる劣勢の 統 \sim 治に れた。 たの ガ か . う ア ル Ġ つ、 0 X 0 である。 戦闘を輝か 軍規を蘇ら 報復攻撃に対 制的掠奪 マ ル その ۲ ヴ 戦 躙 ラ ポ する警戒が ルト され なかでも一七 ヴ 政権 遂に サ 〇六 スト は軍 は 民

(ii) Balbi, op.cit., pp.339-341

動 ★緊急政策第七 発令一七五五年十一月二日 四 兵馬総帥マ ij ア ル ヴ P 侯爵にアレンテ 3

主計局長アントニオ 『緊急政策編纂』 口 ~ ス デュラ 第八 項 才 目 \sim 0 の指令を兵 Ξ ア レン テ ージョ 馬総帥 7 0 IJ 隊 ア ĺ と食糧を集結させ ヴ ア 侯爵に命じ る

勅令

謹白

n 国王陛下に ラ 同州の部隊 才に指令するよう、 ョ州 お と食糧が到着するや、 0 n 部隊と食糧を王都に集結させるべ ては兵馬総帥 おなじく陛下 マ ij これ ア ル は兵馬総帥マリアル b ヴァ 0 侯爵) 点検と倉庫への 閣下に 同 州監察部に部隊 ヴァ侯爵に命じられ つぎのごとき勅令を発せら 収蔵を陸軍主計局長ア 0 招集と食糧 貴官に神護を授けら ントニオ 0 ħ た。 . す な ペス・

一七五五年十一月二日 ベレン宮廷

(国務尚書)セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリョ・イ・メ

兵馬総帥マリアルヴァ侯爵閣下)

1

Memorias das Principaes Providencias,

53/124

兵三千 リア 伯爵に親書を綴 たる武勇に 軍隊 ア 口 れ 五百、 ン 5 フ を統率す の緊急政策にお である。 侯爵 オ わ たり 砲兵若干 ょ ソ六世 っ は て強敵 る地位を意味し 兵馬総帥の 急遽エ 兵馬総帥とは古来ゲ を擁 四〇年 . の 摂政 を撃破 61 ル てポ して ヴ ż ル 職掌を占 1 ~ 国境の町エ L ル た。 イ スで指揮を執るよう要請し サ た。 ト ガ デ ジョ の 8 マ ル 支配に ź. IJ 'n 王 グ ル ア Ź 国 7 ズ ヴ ン カ ン 軍 マ 1 ンタ ヴ -を統率 四世が逝去し 諸民族に ア ン王太后は、 スを攻囲 して擁立され 矣爵 $\hat{\,\,\,\,}$ ヘデ し お たのは兵馬総帥、 した。 伯爵アントニオ ける親衛隊の て二年 た。 は ポ たブラガ (1) 再独立 年 ル ト 十二月二日宮廷の要職を勤め ガル ス ン ^ 隊長を指したが 第三代 の ~ サ 王 公爵 イ ル 国軍 報復を企 ン イ が の 7 ジ デ 育成 リア 六 3 てる **T**i. ア X ٤ ル 大国 八年 絶対王政のも ン ネ 戦果に多 ヴァ侯爵デ 四世) ゼス、 一歩兵 の 侵略に る を カン 一万四千、 八の貢献 ちの 1 抗 ア タ とでは一 けるた ゴ を重 騎 7

数時間 国防衛の に 第 ラ諸島 エ わ の IJ 軍勢で たる激戦 報をつぎのように描写する ŧ やア イ -ラ伯 ス の ~ レ イ 爵 の ン ち テ ル ン イ 大勝利を収めた。 の 大軍 ズ・ ジ デ・ と対峙する。 の志願兵で兵 メン ゼ スは、 壮 烈な戦闘 六 五 力を強化したカ 大著 九年一月 国にみず 「ポ ル から 七日早朝 ガ ン 従軍 タ ル再独立史』 ン \sim デ 伯 のちに蔵相として経済改革に挺身す 爵 伯 は 爵 におい 侵略者 は、 て 兵 の エル 陣 八 地 千 ヴ \sim 総攻撃 騎兵二千五 イ スに おける祖

(1) (António de Meneses, Marquês de Portugal Dicionario

国 感謝で説教 王 到 営ま 0 に 御名を Ó ~ 告げ 歓呼に応えら n た。 ン た 統 そう 0 え、 治 で ゥ 0 輝 ば あ グ 時 n n る。 ス た祭事 代 た 15 感涙とともに祭事が終了 歓 来 ヌ サ Ö 喜に包ま を希求 ス 初日 聖堂参事会員、 タ 国王陛下 した ア ħ ン グ て、 したとき、 ラ 讃美歌 シ (と摂政殿下) プ ア教会が受け 口 戦場か スペ した。 っわ 口 ħ や b ら が ĸ が た 0 0 神 使者が 儀式に 梅辱を て国王陛下 ス たる マ 聖堂に 臨席 払拭 あ ル な テ 1 す す たを讃えむ」 (と摂政殿下) る最中 ~ λ V ŋ ス神 カ 父が i ō が 会戦 夕 説 教 会教 ン 教 は王宮広場 合唱され を行 の伝 \sim デ 区で 令 伯 つ る。 て、 は が IJ 例 スボ 年 び 秘

に 歩兵隊二万四千 ル 帰属 ザ ア スボ セ ン 王都を含 参事会に呼応し バ むエ 騎兵隊七千二百名、 ル ス レ ŀ イリ て救援活動を担うポ レ マデュ ケ、 ス ラ州には 砲兵隊一 レに連隊が配置された。 IJ ル スボンをはじめ、 万八千 1 ガ ル 名の構成と記録され 王国軍に つ 11 て、 ス 七三五年の統計には近衛連隊二百名 ヴェドラス、 る。 これら の軍隊は国内 サ ンタ L, っ マ の管区

¹ Conde da Ericeira, Luiz de Menezes, Historia de Portugal Restauroado, Lisboa, 1751.parte segunda,

エヴォラ竜騎連隊の出動を命じる勅令

〈フレイレ編『緊急政策編纂』第八項目の一 エヴォラ竜騎連隊にリスボンへの出動を命じるよう、

エル・フレイレ・アンドラデに命じる勅令)

【勅令】

また、馬車や荷車に積んで、できるだけ多くのテントを届けさせるよう、おなじく国務尚書に指令された。 竜騎連隊を至急リスボンへ出動させ、 神意に反し、 国王陛下におかれては、 王都の混乱がなお続けば、同連隊の半数に常駐が命じられる。 国務尚書が伺候するや、 王都における緊急の要務を軍隊の支援によって遂行させることである。 ただちにつぎの勅令を発せられた。 貴官に神護を授けられることを すなわち、 エヴォラ

55/124

七五五年十一月二日 ベレン宮廷

国務尚書) セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリョ・イ・ メ

(マヌエル・フレイレ・アンドラデ閣下)

緊急政策第九 発令一七五五年十一月二日ノ六 応急の連隊出動をソウレ伯爵に命じる

させるべく、 〈フレイレ編『緊急政策編纂』第八項目の二 ソウレ伯爵に命じる勅令) 軍務長官の指令を待機せず、 自己の連隊のリスボンへ出動

【勅令】

謹白。

されるよう、 待機せず、 国王陛下におかれてはソウレ伯爵につぎのごとき通達の急送を命じられた。 現在の状況に即刻対応するため、 この通達は隣接部局にも発せられる。貴官に神護を授けられることを祈る。 自己の連隊を速やかに出動されたい。かかる対処が遅滞なくな すなわち、 軍務長官の指令を

七五五年十一月二日 ベレン宮廷

(国務尚書)セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリョ・イ・ П

(ソウレ伯爵閣下)

1

と同様、 セ伍長がカ ンテ ポル ĺ ジ ŀ ルメンに誘惑されるのも、 ガル本土でも以前から竜騎隊は地域の治安や警備をしばしば命じられた。 3 州 の山地、 古都エヴォラはスペイ 敵軍と戦うさなかではなく、 ンとの国境を護る軍事的拠点でもあるが、 タバコ工場の警備を命じられたときであ スペイ ブラジル ン竜騎隊のドン における

1

Freire,

Memorias das Principaes Providencias,. pp.137-178

火縄 ル軍騎兵隊 人竜騎兵が セ 設 ポ 0 ル カ ガ 0 四 ゥ ル 陸軍 タ 大半を占め 部隊存在 1= ンホ大尉 改 15 お 組 n る。 け るが、 ħ 指揮の た。 る た。 竜 騎部隊 竜騎兵は火縄銃 か 名称 ほ 一部隊し か i ポ 15 0 は一 反 編 ル し火 か当時 成 卜 六 ガ は を持 四 ル 再 縄銃より 自体の なか 独立 ち か · つ 戦 下馬 Ġ た。この 兵 争を始原と ŧ カ カとして 六 して戦うの ビン 四 部隊は一 四 年 は、 す 銃で武装し、 にか Ź ア 常とす 六四 け V _ 六 て _ る。 オラン 四 年 馬上で 三年 ージ か 火縄銃騎兵部隊 Ġ ダ 3 の軍事予算には竜騎部隊 一六四 軍区に 戦 0 支援 うので、 四年まで活躍し、 15 アントニオ は る 竜騎部隊 オラ ポ ンダ

す Ġ る 一七一九年 ミナ 確立さ ス国王竜騎隊と 15 る。 n Ö 軍制 鉱山 た。 同じく これ 15 ょ IJ ょ の治安を維持す つ セ h 才 ポ グ 九年特命に Λ ル ランデ竜騎隊 世紀を通じ 卜 ガ ル ベ 陸軍 Ţ っ オ Ó て若干 が IJ VI ヴェ 独立す わ た な ば警察の Ö 組 る。 サ 織が 龍騎隊が 役割 ブラジ 工 築 ヴ か を果し ブ オ n ラジ ル ラ におい 歩 ル シ 兵 ャ 連 に派遣され て竜 ヴ エ ス 速 攻 騎馬連 は やが ナマ 国境防衛の てこれ コ 等に竜騎 連 0

は異な

(1) Dragão (militar) in Wikipédia, a enciclopédia livre. online.

五、遺体の処理と埋葬

され 経由の悪疫に 震災第二日 の主要な原 の勅令でさらに急務とされの ŋ 因 ス [ともな ゎ け曝され の蔓延がとくに警戒され つ た。 ジ べ 3 1) ア半島 ゼ は 7 でも ŀ る。 累積する遺体 ソ 編 中世以来ペ その災厄は再三にわたり、 「ポ ル ŀ ガ ストはヨ の処理と埋葬である。 ル 史 に 1 ロッ は 遠洋航海 五六九年の災厄が左記の パ各地でし ここでは遺体の の ばし ば猖獗を極め ノスボ ン よう 置 から発生 に記述 人口

た 台地の 五 0 であ 北部 から 六 ~ スト 一五六 紀 0 0 後 蔓延に 襲わ 八八年 ~ ic ħ ス よっ かけ は て さらに て さまざ vì ずこも É ゴ ŧ ヴ な様相 破滅的 1 サ IJ ア、 口 で広域 な被害を受け ガ 口 ij に蔓延し、 ザ、 二 ı) た ナ スボ バ ラ ン IJ に侵 ア ビ 半島住民 入し、 ル バ す、 国 の死亡率を激増さ 境諸地域にまで拡が ルゴス、 せ た

0 工 危機に . 至っ で最 する人が したが た。 初 0 真夏に 発 増 病者 加 猛 病 は が 疫病 見 加 たえて 出され ۲ が は ポ して著名であ 渇が 脹性 死 ガ カ 月 期 0 ル 病気〉 全土に を早 には ж 日 ポル 拡が 々 によると 七月中 五十名 ガ ル 旬 か して悪疫 パ b 15 か 六十 など お VI 0 0 食糧も に深刻 噂が巷間 0 は 命が 2 不足 奪 15 な 15 1) 流布さ っ ħ ス た。 ボ ン 治 ħ 八 防 で た。 月 疫 は 五 王都近 六 置と 九

スボ

ン市門

を開放

喜悦は最高潮に達した。

とうい

え、

最初の犠牲者を見たのち、

暗鬱な一年であ

た。

〈商品に

混

入してヴェネチアから運ばれ〉、

IJ

スボ

ンだけで数千の死を惹き起した。父母を亡く

た子どもが ペストは

あらゆるところに存在した。

ペスト蔓延の地域でなお存続できたのは

五割前後である。

を表明し

五月末よう

to

国王と宮廷が帰還して、

国事として祝祭が始められ、

五七〇年七月二八

日

症を惹起して命を奪う。 傍にも一群の墓穴を掘り

しか

十月の

め

になると、

次第に下火となる。

年末に

は

・ペスト

0

も散発的

三月に国王は

た。

不安は続

V

たが、

翌年の春気温の上昇によっても深刻にはならず、

百

人に達し、

埋葬できる地所が払底した、

とロ

イズ・

ソ

アレ

スは

『回想録』

に誌し

ている。 0

ン ス ボ

·ンの路

五十以上の遺

体を埋めた。

この伝染病は四肢等の

腫脹から

まり

疾患や敗血

日

つ

に王国軍将校団

は

王都撤退の

王命を受けた。

この

とき日

死者数は五百

IJ

ン ス ボ

ン

(2) Mattoso (eds), op.cit., volume III, pp.218-219

緊急政策第十 ジョゼ・マヌエル・ダ・カマラ・アタライアへの勅令 発令一七五五年十一月二日ノ七 遺体 の埋葬に関する総大司教

ヌエル・ダ・ 〈フレイレ編『緊急政策編纂』第一項目の三 カマラ・アタライア)への勅令 遺体の埋葬に関する総大司教 ・枢機卿猊下 (ジョゼ・

【勅令】

謹白。

採られることを想起され、 られることを祈る 繋いだ 艀 や船舶を遺体の安置所とし、 を想起すると、 る際には、 を発せられ、 **合へそれを移送すべきである。これほど重大な事態でなくとも、** 国王陛下におかれては総大司教 以上のように国王陛下は勅令を発せられ、 王都一帯に漂う有害な蒸気も、 新たに重大な危機が招来することを、 リスボン高等法院院長(ラフォエス) 他国では遺体を埋める大濠の造成が指示される。 朽ち果てるまで海底に留まるよう、 枢機卿猊下(ジョゼ・マヌエル・ダ・カマラ・アタライア)につぎの 可能な形態でキリスト教の葬儀を行ったのち、 多くの人々を不安に曝している。 総大司教猊下にはご明察頂きたい。 公爵への令達を命じられた。すなわち、 総大司教猊下に執行を命じられた。 重りを付けて遺体を大海に投擲するよう指示 なおまた、 船上で死者が出た際など、 こうした禍乱においては埠頭に リスボン住民の大半は 河港から数レ ペストなどの悪疫蔓延 遺体の埋葬が遅れ 貴官に神護を授け な ガ なお荒墟

(リスボン総大司教・枢機卿猊下)

恩式を主宰した。 教に推挙された。 王室礼拝堂の司祭に任命され、 学を修めた彼は、 ルトガ 六八五年第四代アタライア伯爵の第四子として生まれた。 ル王権の緊急政策で執行の一翼を担う総大司教=枢機卿 その後異端審問所裁判官やアタライア救貧院参与を歴任し、 学園の母胎をなす聖フランシスコ第三修道会の一員となる。 一七一六年ポルトガルの総大司教座昇格にあたっては、 コインブラのコレジオ・ ジョ 一七五四年第二代リスボン総大司 やがて国王ジョアン五世によ ・ダ・ カ 王侯貴族臨席のも デ・サン・ ラ・デ ペド アタライ とに謝 いって \Box

か ラは七十歳の高齢で喘息と痛風の発作もあり、 オラトリオ会山荘へ避難し、 ときにはローマ教皇大使に代行を依頼しつつ、 の万聖節ミサの最中に大地震が発生し、 その翌日国務尚書カルヴァ 怒れる神に寛恕を祈るためこの地断食の苦行を一時 総大司教は従者に担がれて脱出した。 最高位の聖職者として救援活動と祈祷行事を指揮し、 ýэ から緊急政策への協力を懇請された。 L ばらくはペ すでに 決意した。 レ イラ渓谷 カ の

⊕ Freire, Memorias das Principaes Providencias, pp.50-51.

(2) Maoel da (1685-1758) in The Cardinals of The Holy Roman Church.

ル ヴ アリョに同意と尽力を示す総大司教の返書をつぎに掲げる や史官モレイラ・デ・ メンドンサの震災記録において総大司教の功績は高く評価される。

緊急政策第十 ジョゼ・マヌエル 発令一七五五年十一月二日ノ八 ダ・ カマラ・アタライアの奉答 遺体埋葬に関する総大司 教 枢機

ダ・カマラ・アタライア)の奉答 〈フレイレ編『緊急政策編纂』第一 項目の四 勅令に係わる総大司教 枢機卿猊下 (ジョゼ・ マヌエル

【奉答】

拝答

牲者が 切で迅速な措置であって、 切 を授けられることを祈ります。 なものと拝受致します。 寛仁にして敬虔なる帝王に相応しく、 :所属した教会教区で遅滞なく設置できるよう、 他の方式は煩雑かつ困難と総大司教も判断しました。 国王陛下のご賢察のとおり、 今次の凄惨な災厄に際して国王陛下が高慮された施策は、 然るべき方策を指示する所存であります。 遺体を船舶で沖合へ運ぶの 当面の仮墓地に関しても、 が、 現状ではもつとも適 貴官に神護

62/124

一七五五年十一月二日 カンポリート

リスボン総大司教(ジョゼ・M・ダ・カマラ・アタライア)

(国務尚書閣下)

総大司教猊下より右記の返書を拝受

(国務尚書)セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリョ・イ・メロ ①

月五日 を訳出する の確認である に区分けされ ちリスボン高等院長への同月二日付統括的勅令、 レイ |発令の レ編 一七五六年の勅令に た文書八件のうち、 『緊急政策編纂』の第一項目は、 件である。 スペイ つい 主題に相応しい内容の法令は十一月二日発令 ン大使の身柄救出を命じる勅令は別として、 ては、 分類の仕方に疑問が残る。 遺体の処理・ リスボン参事会の役員補強に関する同月七日 埋葬とペ スト蔓延の阻止に係わるものである。 2 フレイ の二件、 かなり異質な他の文書四件、 レによる第一 同月三日発令の一件、 1付通達、 項目の解題全文 半年後 すな 同

緊急政策解題ー要約と解説 第一項目 ペストの脅威防止

て 現下 ペストなる災厄が地震に続くことが憂慮される。 ij Ź ボ ・ン市街 の荒墟に、 ある ٧١ は 露呈し、 あ 冬季に入ることを考えるならば、 る VI は埋 ŧ れた遺体が多数散乱 その脅威が一層甚大で これら 0 腐敗に

(i) Freire, Memorias das Principaes Providencias, p.51.

(9) Ibid., pp. 43-49, 55-57.

あ なぜ 5 氾 濫し た海水が瓦礫に 遮ら れて淀み、 感染の 拡大が倍加される

動が要請されるとともに、、 区司祭す た 裁判官が 策 血統と徳操を備えた要人) ま述べ のであ 慈愛深き国王陛下におかれては、 た 遺体埋葬の応急措置を講じ、これに不可欠な葬儀すべての実施を聖職者に勧告し、 べてに命じられた。 厳粛な葬送と生ける者の救済を民衆に各自の責務として説諭するよう、 方策では足りず、 高貴なる総大司教=枢機卿猊下もこれに合意され、 数々の王命を発せら に、 遺体の埋葬や広場 しかしながら、大切なものすべてを喪失し、 一層迅速な処置が必要であった。 遅滞なく裁判官を任命 これら ń た。 す の災厄に対処して、 なわち、 道路の IJ 瓦礫処理に特定の スボン高等法院院長 首都諸地域に 国民の不安を除去するた したが 公式の祈祷行列を早急に準備される一方、 っ て、 配置させる 極度の錯乱にある民衆に関 人員に配置された。 即刻これを支援すべ (ラフォエス) IJ よう命じら スボンおよび近郊の め ときには命令し ٧١ 公爵 ち早 た。 く緊急政 (王家の 0

64/124

補論 南欧におけるペスト蔓延

スボ ン大地震のわずか二五年前、 地中 海の港湾都市マル セイユがペスト の猛威に曝され た。 その感染源は近

二人に達し · ヌ 号 ユ ユ の 出 め の ス まで 船客が ヴァ お ル 身の 離を解除 の乗組員と乗客は、 け たとされ ~ る最近のペ シ ス ij ヤ 地域 ポリで小麦や木綿を船積みし ħ は猖獗を極め る。 と推察され、 を船長とする スト 密輸品等も外部 1 積荷の 伝染の史話』 61 こう で数名の水夫も病死 る ダ した患禍に 一部とともに市内北部の 商船グラン ア マス に ル は、 持ち出され カ ル Þ ス 港湾都市におけ つい 'n サ 一七二〇 ては近年綿密な研究も 口 IJ ン=タン たた ン た。 などプ そ め ō 车 トワ サ 隔離施設に収容され 六日: ż 口 マ 1 7 ヴ · ダ 等 ~ ル ル スト ア 後 セ セ ヌ号は、 ン 1 マ の各地では同年春ペ 、ス各地 の発生と行政当局の ル ユ ユに入港する なされ セ に 前年の イ 帰港した。 ユ にも蔓延し て た。 市中で最初の犠牲者 八月 61 ・るが、 しか ゃ イ て、 グラ ij ・ズミ ス ゚゙゙゙ポリ 対応をつぎの 同 時代 死者は 六月十四日八名 ン が発生した。 出航 ル の記録 を出発し、 が死亡し、 ン 九万 の二日後 人から タ マ ン ル 0 セ

監視 は市中 されれ わ _ 切 べ て 0 て密か 出 0 商品、 入り に浸透し、 が禁止され 患者者や患者の る間 次第に各地の家々を襲撃し に、 污染物 また遅蒔きなが が 隔離施設 ら万全の警戒が で消毒さ た。 六月二十日 ħ る ととも 配され べ ル に、 たにも そこ タ ブ ル か \sim 街 か 0 で わ Ġ 路 マ ず ~ ス

1 蔵持不三也著 ス 0 文 化誌 \exists 口 ッ パ 0 民 衆文化と 疫病 朝 日 聞 社 九 九 五

二三二一二四一頁

報告した 局に通報す パ ħ 腺炎に冒 た プ セ 月 る ヌ 同月二八 ž 0 ħ 日 l 工 か が 日 ま ス ŧ カ なく 派遣さ 潰瘍に ν ル 広場 近隣の で は 0 ħ 仕 V ż た隔離院 家々 とりの 一立屋夕 n た。 す ~ ユ 0 てに悪疫が拡が (性エガ 1 ħ 内科医は、 ルが を診 歿 立 L 市 た 中にペ 施療院 ル 数日 0 が 鼻梁 後そ た ス 0 0 ŀ 内 0 -の発病 黒 科 家族も死亡し 医 V 潰 は 教区司 瘍 はなく、 に 他家 た 祭 普通の腫瘍に が 'n 指示 0 熱病 女 性 15 従 パ 0 悪 ヌ っ すぎぬ て行 化 と考え ゼ

施設 る 隔離施設で \sim 移され 医家ペ 七月 ヌ 九 に警備 る 1 日前述の シ ス しか ネ を ル 0 父子が Ļ 地 区と 疑 彼らも全員が死亡し、 が薄らぎなが 翌 は離 日 ~ 少年 ス n 1 たランシ は i 相違 死 に、 な 市 ユ広場の自宅で、 中では V その と市参事会評議員に急報し 0 病 i 呪 家は厳重に封鎖され 倒 ゎ ħ L た。 十三歳ほど 疫病 そ 0 夜ふ 0 恐怖 た。 た 0 少年 が浮 た。 (1) は葬ら この 診断 n ヌが 住 をう 残 民 発 0 H 信 0 家族は て 頼を を診 る

ガ は、 マ 八月十 ル セイ 九日 ユ に お パリ ける悪疫蔓延は、 発の記事とし て第一報を伝えたのち、 まもなくポ ル ŀ ガ ル の 定期刊 同年十月三日号でつぎのように記述する 行物でも報道され た。 西西 ポ

フランス (一七五五年)八月二五日発

(1)

historique

de

tout

ce

s'est passe

a

Marseille

pendant

la

derniere

peste.

Cologne,1723.

える

民 は た。 4 ば 今 向 0 た 健康を危険に な命 日 人 プ 診 で つ が 1 口 て ユ 日 を襲う 15 状 を 数 λ ヴ ア 人手不足 を研究 ほ が絶命 つ。 ン か 0 n ど ス か 公 彼 るこ のち 性 止 が す わ L 0 **(**デ b は て 携 ۲ 極 0 所 は る 適 えた 指 黒 は 度 ~ ル ず ٧١ ゃ ~ 切 修道院 る フ 示さ べ V 0 ス 苦悶 な 行 食器や で で 施療を 政 指示さ 瘍 ヌ あ n あ あ 公当局 る た か が や ŋ に至 る 急遽 商品 き災厄 お ٧ 微 L 行う 普通 は監視 Ţ 認 Λ ħ 細 び 識 月 頀 境界に関 た。 な 者 ラ 院 創 は が 一三日 多 検疫所 なお ン Y 2 傷 る 0 頭 \sim 警戒 グ 0 を呈 人 疾 部 猛威 月 0 世 て 自 病 Ö 0 モ を 話 供 す ï " ン きら 者 や ż る は 侵 を 敷 ク 4 ~ 無断 ۲ 日 ż 15 マ IJ は 遺 n \sim Z 15 工 ル 貧 体 た。 病院 ス n 始 工 ŧ 大学 た。 倍 ク セ 0 で た ま 悪性 4 陸 に、 加 ス 埋 あ 者 1 VI 15 つ 葬に 揚げ て高 冒 は 階 ち ユ 0 K 科 例 こち ž 0 1 努 医 外 熱 病 レ n モ 地 b で ۲ ٧١ た。 0 な 伝染に たこれ 遺体が 看護 \sim プ 医家 物 る な 無惨 死 テ 0 口 15 人 ア h 交通 は Y ヴ V ċ, 人 ぬ サ 僅 ·家屋 0 な ŧ P 丰 0 た ボ を ン か 遺 ŧ h n つ ア ス 医家 で や Y 体 ン あ な て ٧ Χþ 外科 を 人 あ 街 15 0 経 あ 日 これ を は 路 て帰ら 15 ź る P 医 かきす 放置 数名 15 ガ n ŧ V あ 人 15 V て 0 べ す ž 15 0 屋 た。 る 当 は

(1) Gazeta de Occidental, S Outubro

境

を阻

す

各地方の

1

n

ス 日 ナ ン 祷行事が 号 、で営ま に ガ によれ デ ル れ 行 ば で祈念さ オステリ 土で た宗教 Ł れ た。 ア Ź れ 行事 ル たであろう。 の な の ガ 兄であ が報 沿岸 お、 ル ヴ じられ の港町 同 エ る。 誌 玉 ではこ で、 皇帝 ポ た ル ~ 神聖口 'n の テ ス 記事に 快癒の イ 7 の 1 ンで入港する船舶の監視と検疫が強化さ 侵入に厳重な警戒体 続 た 7 め 帝国皇帝 61 て の ~ \exists ス の 力 ト 聖儀が営まれ 防禦の守護聖 ル ロス 制が敷かれ 八六世は、 たと誌さ 当時の た。 聖 カ 园西 れ ポ ル る ル 口 れ リス が ガ ボ ボ 会で ン ~ ル 口 王 メ ス 妃 オ は防災を マ の IJ \exists T に

ガ ル

ヴ ラ 1 ヴ P デ ポ ル テ 1 マ ン $\widehat{}$ 七二〇年) 月 日

n 佐 マ た 祈 が \sim ル 港 ス セ 阻 0 阻 た 聖儀 止 ユ 止 15 0 を n を 0 \sim 0 ス 修道 て 備 当 ゅ た 会全員 が 0 3 疾 護 病 な 行 0 あ i 列 0 マ 置 b n 殉 0 ゅ が 対 そ 教 参 7 IJ L る ħ VI 者 加 ズ 部署 ち て、 を 0 教 ポ 奉 聖 ŧ 会司 で 食 セ ٤ ル 陸 肉 ż 15 バ 卜 揚 択 主宰さ や ス で ż ガ IŤ ビ た Ŧ あ ħ ル が ス ヤ る た。 で最初 監 ケ ŧ ン ħ 視 警備 た を " 追慕 最終日 博 15 士 強 を 配 積 疫 ア 化 ž 6 所 て 15 ン n 0 P 同 た る で 0 は 認 司 早 ル 二 め 対 可 祭 ガ ジ 朝 才 ア 処 ブ は ル ル ٧ 0 ヴ 説 ラ ヴ ル 15 破 教 工 P 司 夕 は 損 0 才 口 あ 教) ル VI ヴ 染 を か た Z 高 ジ 地 経 な 聖 像 3 域 由 3 ゼ で ラ ラ 港 謙 フ た 0 国 身 ~ な 実 ラ Ó 教 践 艘 費 を果 ラ で

即刻退去を命じられ、 当該の水先案内人も検疫所所長の指示により四十日間の禁足に処せられ

ポルトガル

·スボン (一七二〇年)十一月七日発

ħ なお、 あ た いるよう カル 高貴に D 王宮にお 0 して栄誉あ 口 ~ X オの ١٧ 1 て盛大な聖儀が営まれた。 ラ 日 る法冠を拝受され 枢機卿 7 一月四日) 猊下に置か た。 に因み、 れては、 (1) 皇帝はか 神聖口 口 マ教皇教下よりサ ねて鼻炎を患われ マ帝国皇帝 **(**カ ク ル ij 口 三度瀉血をされ パ ス ンテ 六世) ィ猊下を通し授与さ ۲ カ ル たの 口 ス皇子に

疫の蔓延を人類へ ンはまたもぺ ル によると考 ルド みに神聖 スト フ 神慮 П 医学的な対応の重要性を認識した。 ン の天罰と信じる宮廷のなかで、 の猛威に襲われ、 ^ マ の感謝と死者への哀悼を表わした。 帝国では一六六 スヴィエテンを招聘して、 赦免と神護を祈念して、 九年ペ スト終息を祝福して、 ウイ カルロ 一七四〇年 ス六世の長女マリア・テレジアはむしろこれを自然的要 ン大学の医学部発展を培うとともに、 スペイ カル ・に即位した彼女は、 口 ン継承戦争で勝利を収め 皇帝レ ス六世は壮麗なカル オ ポ ル <u>۱</u>" 世 オランダの高名な医学者ジ 口 が 中 ス教会を造営し た一七一三年、 心街グラ 皇族の生命をしば べ ゥ た。 ン に記

(d) Gazeta de Lisboa Occidental, 4 Dezembro 1720. pp.359-360

った天然痘に関 ル コ 伝来の種痘を開発するよう助 成

妃の主席侍女を勤 の言葉を送った。 な運命 ン 一七四〇年夫君フラン ブ ル トガル ン宮で出産した。 の端緒をつぎのように語 \exists 王室との友好 これをプロ かたジ ポ ロッ ルトガル ヤ パ ツ ンヌ 震撼の日に生まれた彼女は、 のちにこの末娘はヴェルサイユ シ が にも努 t 世とともに即位したマリア・ から :大地震に襲われた翌日、マリア・テレジアは第十一女マリ L 奪還すべく、 Η ウイ カンポン夫 ン からの フラン 人は、 運命の定めについ 帰国後宮廷の要職に スおよびロ へ嫁ぎ、 テレジアは、 回想 「マ ル シアとの ij イ十六世の王妃マ その代償として て折にふれ沈思したかも ア 同盟を強め あるカル ントワネット』 ヴ IJ アリョに、 つ シ テ・ ユ つあった。 レ アン の冒頭に ア ン ジ しれ エ トニアを じばしば 姻戚関係に ン ネ の割譲 お な シェ 激励 て数

月二日、 V まで フラ ź IJ ッ 精神的に深い影響を及ぼした。 ス ボ 口 ン大地 IJ 震の ン ゲ 日 ン皇帝と に生まれた。 マ ij ア 時 代 テレジア皇妃の娘、 に暗鬱な烙印を押した大震災は、 マ IJ ア ン 彼女を迷妄な恐怖に導か ワ ネ " 卜 は 一七五五年

¹ Alexander Mahan, Maria Theresa of Austria, New York, 1932, pp.15-16, 180-181, 318-318

⁽²⁾ Jeanne-Louise-Henriette Campan, Mémoires sur la vie de Marie-Antoinette, reine de France et de

一、犯罪の激増

廷では IJ b ス 国王 飢 ボ の 餓 ン 凄惨をつぎの _ の 家は戻らず、 ではなお余震が続き、 止など多数の緊急政策が発動する。 ように描写する 再度の衝撃を怖れて、 数万の民衆が広場や野外で不安な一 数千の住民がなおテンド IJ スボン市史公文書集成』 夜を過ごした。 小屋や野外で避難を続けた。 に おいてオリビエラは住民 倒壊を免れ た べ べ レ レ (の避 ン ン 宮

大 た地域をも 火、 ス ボ ン 焼尽させ、 て 15 人間 対 する神の審判 0 悪業がそ 脱出できぬ病人や傷害者の命を哀れにも奪っ に従 ħ で あ つ て、 る。 倒壊 土 水風火 した各所で火災が発生し、 の四 大元素が 激動し、 た。 これを完全に破壊した。 北風に煽られ て大火は、 地 地震を免

な害虫 た 大胆 混沌 な たる か 0 っ状況でだ 毅然と 巧妙にも掠奪、 して立っ れも が 錯乱す 涜神、 たの は あ る渦中に、 Ġ 思慮深く ゅ る種類 人面獣 精神 の犯罪を企てた 13 意欲的で の悪党が 誠実な信条の持ち主、 ので 現 n ある。 る。 高 廉 位 恥 高官も な極悪 不 4 人、 な劇 な余

3 セ バ 壊滅 強 ス 〈原註〉、 Ŧ 0 IJ な スボ か 驚異的 ジ で 彼は にお な活動、 あら H デ る行政 ゆる被災者を救済し、 力 非 ル 凡な実行 ヴ 司法・ P IJ カ、 経済 あ 周到 る。 0 秩序と機能を回 的な判断によっ 迅速で効果的 その卓絶 l た才幹と冷徹 復させた な緊急政策 てあらゆる苦難に対処した。 により な知性 主 には著名 権 \sim 0 な 信頼 一言で伝 全般的 2 人 ن، な錯 0

口 頼できる史料によれ 〈原註〉「死せる者は葬り、 ばし マ 侯爵ペ ば セバ スチ ۴ 口 ヤ · ア ば、 ル ジ 呆然自失の国王ジ X ョ ゼ イダである 生ける者に糧を与え、 デ カ ル ヴ 3 ゼ 世に、 3 港をば閉ざされ に帰せ 地震の直後かく応えた 6 ń が、 そ よ ! 0 確証 後 (1) は 世 に伝 見 0 当た は、 わ ら 英明で豪胆な る この名言 ١,

アリ 者に糧を与えよ!」をカ 右記の引用 3 大な功績に相応 以 政敵 上 の ような異説をも念頭に置きつ ٤ の なるア とお b, レ 41 ル ル 『リスボン ナ侯爵 グヴァリ と判断 P 3 市史公文書集成』 アヴェ の進言ではなく、 イ つ、 口 侯爵の家系では、 IJ スボン地震』 の インド副王アレル 編者オリビエラは有名な章句 そうし の著者ケンド た挿話が代々伝承されたに ナ侯爵の応答とし IJ /ックは、 「死せる者は ている。 力 ル ヴ ア 発り、 IJ Þ 相違ない。 Ē が 7 に帰する 力 生 け ル ヴ る

(2)

D.

Kendrick,

Te Lisbon Earthquake, New York, 1955. p.75

⁽¹⁾ Oliveira, Elementos para a Historia da Municipio, tomo XVI, pp.141-142

^{72/124}

発動と盗賊の逮捕 描出され、 震災直後における異端審判は、 貿易商ジャコンブの十一月三日付日誌には、王権による緊急政策の発動と、被災地での宗教的蛮行が誌される。 単簡な表現とはいえ、 まだそれに相当する記録を発見できない。 敬愛する恩師パングロスも火焙りにされる。しかし、 ・処刑を早くも伝えている。 貴重な記録である。 ヴ オ ルテールの思想小説 そうしたなかでユダヤ人の審問と護送に関するジャ 他方あるイギリス貴紳は連日の大火について述べ、 『カンディード』において中世的な蛮行として戯画的に リスボン大地震の古文書を渉猟しつ 緊急政策の コンブの証 つある筆者

マ ス ジ ャ コンブ の震災日 誌 そ の三

☆十一月三日

重な王命を授けられた。 に泣いて転々と彷徨し、 乗せるのを小生も見た。 る。 数回地震を感じ、深夜零時に 異端審問を受け (1) すべての囚人が恩赦されたが、 リスボンの死者を貴族と修道士が埋めてい たユダヤ人がコインブラまで護送され、 わ it 烈しく揺れ た。 驚くべき蛮行が迷信、 民衆の 艱苦は深まるばかりで、 る。 そうした数人をサカヴェ 大きな災厄に直面して国王は極力慎 狂熱、 解見から だ ħ もが ンの渡し船に 惹き起されて が状と困窮

73/124

(1) Macaulay, op.cit., pp.274-275

ス貴紳の震災日誌 その三

☆十一月三日

首都の 掠奪を重ねたが、 第三日も大火が続き、 全域に絞首台が 昨日 金銀を運ぶ際に逮捕されたと聞く。 設置され、 防衛に赴 九名の V た人も多 スペイ ĺ١ ン人流れ者が暴徒 だが、 ほとんどが焼失し、 \sim 0 見せし 大抵は徒労に終わ めに処刑され た。 彼ら っ た。 は市中で

この日ベレンでイギリス貿易商が店を開き、 小生らも辛うじて食べものを得たも 0 0 依然とし て露天で

野宿を続けた。 1

される。 のである。 体の葬儀と埋葬、 ここでは食糧確保のためサンタレ ガ ル政事日誌』 食糧の確保と供給、 +月三日 行人への規制と検問、 の項に記載されるのは、 ムなど首都周辺の各地へ高位高官を派遣したことが、 海寇と海賊への 当日発布され 防衛、 た緊急政策のうち五件、 盗賊の捜査と逮捕に関するも やや詳しく誌 すなわ

フ 1 ゲ 1 レド 著 $\overline{}$ ポ ル ŀ ガ ル 政事日誌』

$\stackrel{\wedge}{\boxtimes}$ 七五五年十一月三日

Getleman's Magazine,

op.

cit., pp.591-592

求め、 され 遺 /体の 国王陛下におか 埋葬と っ 犠牲者の 厳粛な葬儀をそれにふさわしい教会で行うよう、 ħ ては総大司教枢機卿ジョゼ **弔悼を各教区司祭に指示するよう命じられ** マ ż 工 ル た。 仁愛深き国王陛下 カ その マラ た ア め (被災し タラ は連合修道会会長に指示 た首都の アに勅令を発せら 格別 な協力を

命じら IJ ·スボン 近郊 0 司法官に同じく 王命が発せら れ、 農民に穀 物を惜しみ なく供出さ せ、 首都 \sim 輸送させ

カ 問官シ ステロ ル 各地 ヴ におけ X ル ホ る食糧供給を促 ル伯爵 ス子 アレ サ が派遣された。 さらに 進す ン ケ ベ カス ル ٤ サ カ マ フラヘ ン 1 ス、 タ V は 4 ヴ \sim 1 は ラノ ア ラ、 口 ヴ 才 ル P 工 マ 一イラ ·侯爵、 子爵父子、 へは ヴ 総大司教教会高 1 **ŀ** ラ V ス ヴ ヴ P I ダ 位聖職 ル ダ ラ ス ^ ン は異端審 ウ 口 は

首都にお 国王陛下 高等法 は命じられ 院院長ラフ てリスボン た オ 参事会会頭アレ 工 ス公爵が指令 グ ż V ħ 侯爵 た。 か た ら交付 騒乱 された通行 0 鎮圧に備えて食品市場を軍隊が警護するよ 許可証を国 内各 地 0 行 人に提示

要塞司 0 口 防衛すべ デ 船舶と アルジ コ 船員 ア i 通 マ ア トニ リア の海賊 達 つ VI が て厳 ヴァ が首都 モ 重な監視 b 口 ħ 侯爵に勅令が下された。 周辺 た。 ナの 査証に また、 0 と調査を行う 沿岸に 武装 よる航行許可証なしには、 侵 λ する す た兵士を率い ること この 気 配 ため が濃厚とな 盗賊を禁錮す てと 沿岸部の こともに Vì h か 騎兵隊および る 沿岸部 なる 外 敵 とともに、 船舶に アフ 一帯を ij ŧ 歩兵隊の態勢を強化 カ 押 巡察するこ 出港を許 0 侵害か 収 た盗品 K ぬ IJ よう、 スボ を公共の

靫倉に保管することも命じられた。①

二 飢餓の防止と食糧の供給

震災第三日 さらに 魚介類へ は遺体の葬送と葬儀に関するものである。 に発令された緊急政策の十件の多きに達 の免税、 穀倉の管理など救援の具体的方策が提示された。 なかでも飢 し、 食糧の供給、 餓の防止につ 火災の阻止と財貨の防禦、 いては小麦の確保と輸送、 港湾地帯の厳 販売価

緊急政策第十二 発令一七五五年十一月三日ノー テージョ両岸諸地域の全行政者に

食糧の輸送を命じる通達

庁参事会会頭) イレ 編 アレグレテ侯爵に引き渡すことを、 『緊急政策編纂』第二項目 四 テージョ両岸諸地域の全行政者に命じる通達 すべての小麦粉と大量の食糧をリスボンへ運ば (同市

【通達】

謹白。

国王陛下におか れては国務尚書に以下の施策を命じられた。 すなわち、 出港予定の二艘は別として、 ただ

Figueiredio,

Rerum Lusitanarum Ephemerides

Diario,

0

sia Giornale,

pp.11-12,

44-46.

授けられることを祈る。 長アブラント侯爵のもとに届け出ることである。 らをリスボン ちに調達できるあらゆる船舶に、 へ運送し、 同市庁参事会会頭アレグレテ侯爵に引き渡すこと、 すべての小麦粉と大量の食糧を搭載させること、 この王命に違反する者は重罪に処せられる。 さらに他の船舶は貯蔵倉庫管理 漁船については船頭がそれ 各位に神護を

一七五五年十一月三日 ベレン宮廷

(国務尚書)セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリョ・イ・メロ

(テージョ両岸諸地域行政者各位)

1

作にもっとも適した国土のひとつである。 の需給は恒常的に不足した事情について、 代まで豊穣な農業で広く知られ、 暖な気候と肥沃な土壌に恵まれたポル 稔り豊かなスイスの山裾に比肩すると言われた。 テ オリビエ・ ージョ流域の各地はカエサル統治の時代から十四世紀ディ ガ ル は、 緑豊かな森林や潤沢な水利と相まっ マルケス著 『ポルトガル史』 の記述を参照する。 2 意外にもその て、 \exists 口 ッ 国で穀物 パ ニス王の で も耕

77/124

麦供 給 の危機 は十五世紀から頻繁にな っ た。 IJ スボンをはじめ広汎な都市部、 さらには若干の地方 テ

- (i) Freire, Memorias das Principaes . p.62.
- (9) Balbi, op.cit., tome I, Providenciaspp.143-144

思わ で ル もそれほど作業や 収穫が低下した。 が ħ の耕地が ル 国民経 エ 以 国 済 前には小麦や大麦を栽培した土地が、 荒廃した。 が そ の重要な地位を占めるに至る。 人手を必要とせず、 0 その 典型であ (中略) 明白な理由は人口 る 穀物の収穫が減退した一因は、 が定期 より多く収益を生むからである。 的 の減少である。 15 飢饉や極度の (1) 明ら か に 畑仕事に人手が不足し、 バ ブド ン欠乏に陥っ · ウ畑 他 の農産物、 1= この頃からポ 転用された。 た。 この ワ イン 農村部に住む人が減 世 ブ や 紀 ル ŕ オリ ١ 15 はポ ガ ウ 1 ル で · ブ油 ル オリ は ワ 0 ガ 増産と 1 ル ン ブ畑 全土

わめ これらを大量に海路で輸送した。 入される穀類は主としてイギリスや北米の農産物であり、貿易の拠点ロンドンでは少数の仲買人が事業を独占し、 て有利な税率と価格で取引したのである。 倉庫 の生産と小麦の輸入が 場には穀類が山と積まれた。 ポ 繊維製品等に較べ、 ルト ガ ル の農業を圧迫する一方、リスボンやポルトにおける交易は活気を呈 経済史家H 2 劣化し易く、 フ 1 ッ シ 需要も不安定との理由で、 ヤ の著作 「ポ ルトガル貿易』 彼らは食料品をき によれ

78/124

1 麦、 大 麦、 カ ラス麦、 ラ 1 麦などの 榖 物、 さらには麦芽や穀粉はイギ IJ スから ポ i ガ ル へ大量に 船で

¹ Þ D. de Oliveira Marques, History of Portugal, New York, 1976. volume I, pp.111-112

万二千 ク g 金額に して約 十二万 四 千ポ ンド に達した 0 〈中略

数 ポ また、 庫だけで ス大 ケ ル ルト 月の そ ガ 使 余裕 カ ガル 0 ス 商 に到着した穀物 かな 船団も毎年穀 は V ス 積 4 も船上で売買が は 報告 換え て、 類を輸送し は現地の た。 ブ **ラジル** 輸 ・始まる。 入され 卸 た。 売業者か小売商人に売られた。 まで輸送される。 繊維製品 る IJ スボン 小麦を大量に とは異なり、 1: お け 「ポ る取引 買い ル ١ つ 輸入され ガ で H は ル て 搭載された商品を待ち 0 粉に挽 製粉業者 おおむね た穀物は地 ŧ, 掛売り は ブラジ 方の ۲ が ーセ ル 短 期 五三年にイギ 発送する。 \sim 15 け も出 限ら 保税 回

量は ス商館 「住民 IJ の糧六ヵ月分にも足 スボン在 ij スボン) 留の 日誌』 1 ギ ij ŋ 一七六三年七月二四日) ス な 人 ٧١ 貿易商に l たが っ n て、 ば 彼らは大量に国外から輸入せざるをえない」(『イ ポ ル (3) ガ ル 15 お け 3 4 麦、 大麦、 穀 0 年 間 生産

の著作には同国の漁業史を述べる一文が含まれる Ź 震災に ポ ル お け ガ Ź ル は、 飢 餓 \exists 防 止 口 に ッ 関 パ ī き て、 つ 穀物 ての海産国であ の 確保とともに重視されたのは魚介類の供給である。 9 新鮮で安価な海の幸は庶民にとり わけ好まれた。 広大な沿岸部 バ を擁 ル

⊚ *Ibid.*, pp. 17, 67

漁業が隆盛を極めたことを明確に把握できる 水産を家業とす 大西洋沿 主 に位置する 0 る住民、 御世に は民 良質の塩を大量に精製できる塩 ポ ル を潤すこと ガ ル 王国 大であ は、長大な海岸線と豊か っ た。 ポ ル 田も多く、 卜 ガ ル な漁場に恵ま 0 デ 年代記で若干の ェニス王、 ħ ~ 沢 ĸ 史実を辿 山 D 0 一世、 魚類が ħ ジョ ば、 れる 古く アン 河川 か 一世

n 日 捕鯨は ルフ て VI ヴ ア 無思慮にも 国 ガ ソ三世とデ 本土で つのみ ル ヴ なら 国 は 衰滅 にお ポ ず I i ニス王の テ 卜 ガ ても ジョ ル はそ ÷ っ 御世にミ 河 ij とも重要な産業の の操業 南の ス アレ 二ョ を び ほとん ンテ ギ 地 方 ・ジョ ス系 v ど放棄 0 ۲ 沿 沿岸やエス ア つ 岸 した となる。 で 捕鯨が営ま 0 カ であ が巨利を博す ブ 卜 エ V ル マドゥ ħ デ た。 1 ナ ブ ラ ア ンド ラ ル 0 ジル フォ 一部にも拡大した。 主 0 沿岸で僅か ン 御世 ソ に至ると 0 時

塩漬 莫大な量 ラ 一三五三年リ け 0 出 た。 は条件に恵まれ セ 結成 ·スボン 塩 漬け た、 ラ、 付けら たことを、 ٤ されて、 漁労を保護 ポル ス ボ 、古来北 ン、 他国に輸出され の住民 自然学者 する商業同 ポ 方の には英国 各 ソアレス ポ 国で好評を博 国王工 盟 ン て を、 テ ٧١ ĸ デ デ ġ セ ゥ 1) Ĺ バ ド三世と五年 ゥ 口 バ _ ス ア 六七 は バ ヴ 注 ア ル 工 一年 目 'n 産 0 す カ 間の通商契約 白 口 食塩が 等 セ べき事実と語 国 ル Ö 0 豊富 住 ٠ ٢ 民 15 を結 わ 塩 も専業 H っ ル、 田 た。 良質であ び 開発 0 これ 海 ネ 漁 え、 人 師 するまで b が が多 セジン た 漁

四 三四年 ゖ ン 9 ĺ ム 身分制議会が定めた第一 0 四 条 is は 鱈をはじ め 彩たた L い 数 0 魚類 が ポ ル

岸に溢れるた 大量の干物や塩漬けも国内で売り捌 スペイン等へ売却したと伝える。 め ヴ ア へ輸出することが記録さ こうし か 'n た状況が V まは一変し、 ħ 一四三六年エヴォラ身分制議会も大量のニシンを 魚類の輸出はアル ガレヴ国の みに限られ、

三、水産物取引の免税

連の緊急政策において、 かし、 首都南部の そうした海産物の供給も国策の貧困や苛酷な課税によって、 べ レ ン河岸およびサンタレム河岸では、 魚介類の取引をめぐってはとくに免税措置を指令している。 今日でも屋内や屋外の広壮な魚介市場が客を呼び寄せ 著しく制約された。 食糧の供給を命じる

緊急政策第十三 魚介類の免税措置を命じる勅令 発令一七五五年十 一月三日ノニ リスボン参事会会頭アレグレテ侯爵に

取引される魚介類について課税を免除する旨、 レグレテ侯爵) 〈フレイレ編『緊急政策編纂』第二項目ノニ に命じる勅令 王都の各市門に布告を掲げるよう、 国王陛下の慈恵により、 ベレン河岸およびサンタレン河岸で リスボン参事会会頭 7

(i) Balbi, op. cit., pp.171-172

【勅令】

謹白。

なかぎり多数の手書きで全域に周知させるよう指示されたい。 緊急事態に即応して、 国王陛下はリスボン参事会会頭アレグレテ侯爵に以下のごとき勅令を発せられた。 左記の布告を王都の各市門に早急に掲げるよう、 貴官に神護を授けられることを祈る。 また印刷の機能を失った現在、 すなわち、 今次震災の

七五五年十一月三日 ベレン宮廷

(国務尚書)セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリョ・イ・メロ

(リスボン参事会会頭アレグレテ侯爵閣下)

布告

82/124

参事会会頭アレグレテ侯爵に命じられた。 庁での手数料、 ベレン河岸およびサンタレン河岸で取引されるあらゆる魚介類について、十分の一税、 各種の課税を、 従来特例を許されぬものも含め、 すべて免除するよう、 譲渡税、 国王陛下はリスボン あらゆる省

される食品の取引についても、 課税と手数料すべてを停止されたからである。 その所以は比類なき慈父の仁愛を抱かれる国王陛下が、 課税と手数料がすべて停止される。 現状において陛下のご仁愛はさらに広く及び、 苦難の渦中にある臣民の艱苦を癒すべく、 市門から搬入

七五五年十一月三日 ベレン宮廷

(国務尚書) セバスチャン・ジョゼ・ デ・カルヴァリョ・イ・メロ

(1)

対する国策や税制の影響につい 民に適用され、 食品の売買にとくに係わる税制は、 市自治体の権限に属したが、 銀、 馬 武器、 て、 バ 専制的な統治が強まるにつれて、 パ 関税と取引税である。 ルビはつぎのように述べる ンを除き、 すべての物品の売買に課せられた。 この時代に 王権に掌握されるところとなった。 ふたつの主要な税制、 本来取引税はリスボ 取引税はすべて国 ・シ市庁

準 -とされ ン トの 引 計十パ には金、 況 食塩の や用途でも一定の税額が保持された セ 価格 ン パ ン を は一アルケイラにつき十リ を 取 引 あ の渡毎に らゆる物品の売買と交換に適用され、 徴 以収するも ブラであった。 Ó であっ た。 双方の合意を得た 不可欠なものとして需要の多い 売り手五 パ 価格 セ ント、 が、 议 後の 買い 売買 手五 パ

83/124

漁獲 は海運や商易の ベ は完全に忘却され 従属の時 不振によ 代にはきわ ポ i っ て、 トガル人はかって新大陸でみずから漁した魚を、 めて苛酷 漁業が な税 徐々 制となり、 に衰退し、 水産物 V) まなお哀 ^ 0 課税、 れな状況にある。 漁労を抑制する各種 イギリ ス人やイギリス系アメ [中略] たとえば鱈の 0 法

1 Memorias das Principaes Providencias, p. 61-62.

Oliveira, Elemente para a Historia da Municipio de Lisboa

工 た IJ ス のに、 カ 人か そこでも現在はアルガ まや買 う、 っ アレ て VI る。 ンテージョなど各地方も同様である。 ν̈́λ ルヴェ国、 前 には ミンホ地方から大量の ギリシャ、 イギリス、 魚類はポ 等々 から数多く輸入される。 ル ガル 人 や 外国 人の ラ・ 手 で輸出さ ベイラ、

近郊都市 サ シ タ レ ン 0 ·穀倉管理

修道院を擁してい ら硫黄の蒸気が立ち籠めたと記録される。 大地震によってこの地域も甚大な被害を蒙り、 ンの東北約百キ た。 また、 口に位置するサンタ テ ージョ沿岸の市場では近郊で産された食料品、 市中で治安が悪化したこともつぎの勅令から推察できる。 レ ムは、 教会や修道院が数多く破壊された。 中世ポ ル ガ ルの重要な都市であ なかでもワイ 大きな亀裂が生じ、 ý, 堅固な宮殿と多く ンが大量に取引され

緊急政策第十四 発令一七五五年十一月三日ノ三 サンタレンの穀倉管理をアロルマ

侯爵に命ずる勅令

重に管理し、 〈フレイレ編『緊急政策編纂』第二項目ノ五 許可なしに利用させぬよう、 アロルマ侯爵に命ずる勅令) 公私ともにすべての穀倉、 なかでもサンタレン一帯の穀倉を

1

Balbi,

cit.,tome I, p.

龍崖

災と苦難から住民の震災と苦難を救われ 教会、 同侯爵がすべての住民に勅令を周知させ、 ロルマ侯 たは管理者に指令を発せられ 国王陛下におかれてはアロルマ侯爵に以下のごとき勅令を発せられた。 なかでもサンタレン一帯の穀倉について、 公共のいずれに属するかを問わず、 爵に委任された。 国王は住民を篤く信頼されてお た。 また、 行政官と裁判官、 たい。 選ばれた人々が神事を粛々と進めるとともに、 穀倉の食糧を当局の許可なしに持ち出せぬよう、 厳重な管理を命じられたい。 貴官に神護を授けられることを祈る 当該地域の協力者と担当者を統率する権限 ŋ 執行にあたってはい この勅命を拝して同侯爵は、 すなわち、 かなる抗弁も許され 公私ともにすべての穀 本月 各々の所有者ま 日以降の震 7

七五五年十一月三日 ベレン宮廷

〔国務尚書〕セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリョ・イ・メロ

(アロルマ侯爵閣下)

してカステロ・メルホル伯爵、 地方木苺園の マフラ木苺園に関してのトマス子爵、 É 同様の勅令がつぎの各位にも送付された。すなわち、 1 メンドンサ、 尼僧 アレンテージョ州全域の関してタンコス侯爵に管理が命じられた。 アレンケル地方トーマス・イ シントラ、 カスカエス、 ヴィラ・ノヴァ オエラスに関して管轄するパウロ・イ・カルヴァ リマ麦酒醸造所に関してヴィラ・ ダ・ラインハ地方の果実貯蔵所に関 トレス・ ノヴァ子爵、 ヴェドラス

を売ることが、 〈『緊急政策編纂』の編者フレイレの追記〉 穀倉の所有者に許可された。その後王国では豊作が続き、 同年十一月二四日飢餓の脅威が消え去り、 肥沃な地で自由な商業が栄えた。 蔵する産物の三分の

1

とり 米を開発した功労者数名 穀倉等の管理 である。 ポ ルトガ ブラジル総督とイ のため ル 近代史の泰斗C サンタ の略伝を付 レ ンド副王を歴任した彼は、 ンに派遣され . R ア ・ボクサーは著書 П ル た初代アロ マ侯爵の卓越した学識と施政につい ル 高位高官のなかでも傑出した功績と名声に輝く マ侯爵は、 『ブラジルの黄金時代ー一六九五-一七五○』 地震発生後いち早く国王のも ても叙述した。 とに参じ に、 た で 77

ヴィ + ハハ年 第三代 ス ラ ジ ・ヴ ア 月二九 ラ で 1 ス 1 コ マ サ ス ル におけ 日リ 0 伯 一野ド 総 督に任命さ スボ なお危険な国境を通過 る戦闘で武勲に輝 ン ンで生まれ ~ ĸ ħ 口 . ヴ た。 デ ラ ス ア V させ た。 \sim ル 1 IJ X た。 戦争 カに ン 1 継 ダ が ぉ 承戦争に彼は従軍 一七一七年か 終結 0 け る反乱 ち した一七一三年、 0 初代 0 鎮圧 Ġ カス 一七二一年まで によ テロ とり っ て、 ポ 1 ル わ そ 卜 H ヴ Ō サ ガ _ セ 令名 ン ル Ш _ P は パ 0 0 口)年サ ポ ウ 撤 ル 退 ル 口 マ É 侯爵 お を彼は指 ゴサ ガ びミ ル は

1

Memorias das Principaes Providencias,

pp.63-64.

暮らす 四 公員に 月二六日 ポ フ ル 人物 ラ 五 ١ シ ガ あ 推挙され 綴 0 る ル フラ b 工 語、 に帰国するや、 ħ IJ ħ シス た第 4 セ た。 イラ ŋ 人によれ IJ この時代 アカデミ 四代 ア語、 伯 工 爵父子、 ア IJ ば、 ス にポ ル セ で公刊 \sim X イラ さら ア 1 ルト 1 ル ダ 伯 ż 15 X 語 ガル人としては異例であるが、 は軍部の要職を歴任するととも 爵宛書簡 ħ は 1 に堪能であ アレ た論文をい ダは教養豊かなポルトガル貴族四名の グレ は、 学芸に向 テ侯爵に比肩する。 < つか送って頂きたい it 哲学、 た 彼の 歴史学に真摯な 彼は優れた英才教育を受け に、 関 ミナス ن 一七三三年王立歴史アカ を端的 _° (中略 ジェラ v に示 とりで 関 1 心を寄せ て スで あ V) る。 セー 第 て 「辺境で ラ 四代お デ 八年 た。

された。 後世にお 〇年) ルトガ 第五 を訴えた 称号か 同年 ル V は、 工 五 0 た アジ 初 月 l ŧ め、 セ 代 た つ 国王ジ P ンド 非難を誹謗とする見方も ねに称讃が寄せ な隆盛期 ア拓 ラ伯爵の後任として D 雄は十 ル 半島マラー ョアン五世は不本意ながら出立の前夜初代カステロ マ 侯爵 0 ひとつであ 八世紀逆境に瀕 の爵位 られる。 夕帝国の 一七四 に栄進した アロル ある 他方彼は官職 アルメ したが 四年インド が、 マ _ 要塞を攻略 1 セ ダ 1 四 の売買や商易の斡旋によって私腹を肥や の軍事的 副王に任じられ ンド副王として在任した六年間 一六年アル Ľ メイ そ 行政的才幹は、 ō 功 たが、 ダは国王の 績によっ 彼が大家族を支える自己 ーヴォ侯爵の て 厳 同 カ 時 l ・ステロ V 代に遍く認 <u>ー</u>セ 譴責も 位階を与えた。 四 受け 四年 したと非難 めら た。 ヴ オ

る 者 を埋葬 Ł 五 年に 国 lt る 者 た を 0 救済 ち、 要職か L て、 首都 ħ 0 λ て 口 V を閉 たが ご鎖され _ 七五 یّ 五年大地震の 未曾有災厄 際 0 15 日呆然自失し は 貢 献 た た 国 王 一に応え

ħ た有名な進 る は 普通ポ バ ル に帰せ ħ 権威あ る若干の証左に よれ ば ア ル 1 0

近隣の強国ス 大抵は最後の 跋扈する海寇 「死せる者 13 を埋葬 ~ 一句が省略される。 イ とも考えられる の防禦を意味すると解され、 ンおよびイギリスとは堅固な外交政策によって友好関係にあっ 生ける者を救済して、 震災の窮状につけい 港湾を閉鎖されよ。」この箴言は通常カ インド副王とブラジル総督を歴任した将軍、 る外敵の侵攻を、 ポ ル 1 -ガル王 た。 一権は警戒 ル 「港を閉鎖され ヴ ァ 思慮深 IJ したとされ \exists の言葉とさ 13 ア П の一言 るが ル 7

から晩年までを扱 ヴァ Ē 失脚後にリスボ 11 総じて批判的な観点によるが、 ン で刊行され た匿名の三 ア 冊 П 本 ル ーポ マ 侯爵の進言とつぎの ン バ ル 侯 爵 カ ル ヴ ア IJ ように記述され \exists 史録』 は、

ます 厳父は、 不 遇 0 未曾有の 晩年を哀 死せ 破局に国王から進言を求めら 惜 され る者を埋葬し、 る 初 代 ア 口 ル 生ける マ 侯爵 者に れ、 ン 食糧を配給 ~ 適切な建議を捧げた。 ĸ 口 ア ル 各地 メ 1 - ダ将 0 港湾を閉鎖す 「なす す べきは な わ ち つぎの 当代 ア 命 三カ条と存じ 口 Ü ル マ

(1)

彼は首都か 点 ように セトゥ ら出立する。 バ ル $\stackrel{\sim}{_{\sim}}$ も英明な進言に接 ア D 英明で豪胆なこの将軍も宮廷に戻されることなく、 ルマ侯爵を派遣するよう国王を誘導した。 して、 国務尚書力 ル ア IJ 3 は感服を装い こう して巧妙な流謫が謀ら 任地で生涯を終えた つ つ、 首都 食糧を供 ħ, 不幸にも する

力を掌握するため 弄する策略である。 政敵 を王命によっ の左遷と早くから噂されたであろう。 アロ ル て地方や国外 マ侯爵の 出向先は へ派遣 セト Ļ 権力の中枢から遠ざけることは、 ゥ バ ル ではなく、 IJ ノスボ ン近郊のサ 以 後力 ンタレムであるが、 ルヴ ア IJ 3 は L 権

五、資材の類焼阻止

チ 0 的確に記録され、 ェイズが目撃したのは、 :全域に拡がって八日間猛威を振った。 の \mathbb{H} は火災 0 防禦と阻 火災による物的損失は地震による被害を超えたと推算される。 止に関 アルファマの高台から矢のごとく下降した烈火が、 しても数件の勅令が発せられた。地震の衝撃からまもなく各所で火災が発生し、 こうした大火の進行と規模はモレイラ・デ・メンドンサによっ 河岸に積まれた材木で火勢を倍 イギリス人貿易商ト

(1) tome I, Memoires , p.43. de Sebastien-Joseph de Carvalho et Mero, Conte D'eyras, Marquis de Pombal, Lisbonne,

加 る大火への対処を直接指示した緊急政策は僅少であり、三件の十一月三日付勅令に限られる 周囲の民衆が動転する間に、 豪壮なリビエラ王宮を一気に焼き尽す地獄絵であった。 か 13

緊急政策第十五 防 火を命じる 発令 七五五年十一月三日 ブ四 兵馬総帥マリ アルヴァ侯爵に 石炭と

ブレガス河港とグリロ河港へ移動させるよう、 ラレ イレ編 『緊急政策編纂』 第十三項目ノ三 兵馬総帥 サンタレム河岸など水辺に置かれた石炭および薪を、 (マリアルヴァ) 侯爵に命じる勅令

【勅令】

謹白。

するよう指令されたい。 危険が憂慮される。 などリスボン沿岸に大量の石炭やあらゆる種類の薪が置かれ、 た大火の拡大を防ぐべく、 国王陛下は兵馬総帥 こうした危機の切迫に対処して、 (マリアルヴァ) 加えて国王陛下は、 溝渠を掘ることを兵馬総帥に命じられた。 侯爵に以下のごとき勅令を発せられた。 必要な船舶を至急用意させることを、 沿岸の薪や石炭をザブレガス河港とグリロ河港へ移動 現在の大火からさらに凄惨な類焼が惹起する 貴官に神護を授けられることを祈る。 す っなわち、 アブランテス侯爵に、ま サンタレム河岸

90/124

七五五年十一月三日 ベレン宮廷

(国務尚書)セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリョ・イ・

十月二十日

ング著

「コ

ン

ハ

ーゲ

'n

の大火一七二八年』

は、

IJ

ハスボン

の災害と対比する上でも貴重であ

家族が集まる そこでの 慌てて周囲 北港地区 り際 と、ド 0 に店 人たちが ・ルテ 0 奥でラス ぼろ デ 切 ク ĺ ム れや板類を被せ、水を注いだが、 ス セン店主が X ダテル ン ス小路では女中 夫人の指示で彼女がラスムセンの店舗にビー 大声で叫 ·んだ。 ハンスセン 納屋に火が 無駄であっ ス・ ダ 付 テルがタ * た。 消せ 炎は勢い 食の準備をほぼ済ませた。 な V 0 いを増し、 であ 取りに行かせる

91/124

根 へと進 危険 が募り、 4 ١ な逃れよう クレ ン とする ス小路の V 両側がまず煙火に覆わ 火の手は屋根沿いに拡が ħ 二十時から二一時にかけて烈風 大火とな つ た。

(iii) Freire, Memorias das Principaes Providencias, p.296.

たの には た ノレ スポ 0 手 は 南西 へ拡大した。 0 風 に煽ら 凄まじい速度で火焔が人口 ヴ I ス タ ガ -デ中央站 から 稠密な地域、 スタ ディ ヴ 工 エ 街 ス とザ タ ン 通り 南西 へと驀

ベンハ 火災の警鐘 ・テツ ゲン最悪の 街 は響 リン V 地域 た グ が す コ 市庁当局 ル な ス街で大火が わち狭隘な街路である 0 対応 が 始 遅 まり、 n 消 そこへ ザ 防 Ź 夫 ク 0 は消 出 1 動まで ク 防 隊 ĺ 15 踏 ン 三十分を要 4 ス 小路、 λ n な ヴ か っ オ た。 た。 ンバ 消 ĸ -スト Ö ル λ 工 ħ ぬ コ

十月二一

貨はす る 火焰 ーゲ 0 はヴ ンと同市市民の歴史に関して一七二八年以前の古文書と記録が、 、焼尽し 書庫に ンメル 頃 は 火焔は市庁舎を捉えた は古文書の たと報告される反面、 クラフトの下手へ突進し エ ス 夕通 一部が保管されたが、市庁の官簿や参事会の書類はほとんど消失した。 ٤ ス マ 「当時学生で 市庁舎倒壊の際にその半分が地下に埋もれ 路 いに挟まれ た。 市庁舎では市庁や王室の莫大な財貨が失わ た あ 孤児院 た碩学ジ 15 VI た。 3 ン この大火のため現在我々には欠如す オ ラスセン ル ダ 4 教会の炎上後まも は たと は語る。 の風評 れた。これらの 「市庁 も流 れた。」 コベ

ア・オシデンタ 一月六日に通信が発せられ、 の交易都市コベ ル』にはほとんど毎号現地か ン 十二月四日号で三頁にわたり詳細な報告が収録された。 ・ゲンに ついてはポ らの情報が記載される。 ルトガル での関心がふかく、 十月二十日に発生した大火につい 定期刊行物 『 ガ ゼ ツタ 、ては、 リスボ

デンマーク=コペンハーゲン (一七二八年)十一月六日発

孤児院、 家屋すべ 先月二十日午後 さらにはロ てに移 べ · つ ラウ伯爵邸、 ゼンブルゴ庭園、 た。 八時 強風に 頃コペン 加えて消火の不手際もあって、 郵便局、 アレマ教会、サンタ・ -ゲン西門近くの建物で火災が発生し、 等々へ火災は拡が ŋ マリア教会、 アマケ 二日三晩熾烈な火勢を阻止できない ル広場、 聖霊教会、 風に煽ら 絹織物の ルロ ħ ーンダ クプマケル て火焔は 教会、 (監な路 街、 改革教会、 0 である。 ゴテル

分配を、 肉類、 野宿するの 自宅を焼失し 飲料へ 近郊の行政者には必要物資の迅速な運搬を指示された。 の関税と消費税を、 る。 た住民の 0 惨状 全員に現金、 は言語を絶す 憐憫の情により免除さ パン、 る。 ビ 群れをなして大半が を支給す れた。また、 **るよう、** 1 市壁の陰に避難 デン 王立倉庫の管理者には希望者への食糧 マ 国 王は数度命じ 寒気に曝され れ た

(i) Gazeta de Lisboa Occidental, 16 dezembro 1728. pp.404-405

六、宝蔵の類焼阻止

策や消火活動に関する指示はみられない 大火への危機管理として資材の移動に続き、 第二の勅令でも財物の特避が軍隊に命じられる。 ここにも防火対

緊急政策第十六 祈祷堂の 防火を命ずる勅令 発令一七五五年十一月三日 ノ五兵馬総帥マリ アルヴァ侯爵にサン 口 ケ

フレイレ 編『緊急政策編纂』第十三項目ノ五 サン・ ロケ祈祷堂の宝蔵を早急に管理させることを、

94/124

【勅令】

馬総帥

(マリアルヴァ)侯爵に命ずる勅令)

整白。

早急に保管し、 国王陛下におかれては兵馬総帥に以下のごとき勅令を発せられた。 火災の危険が迫れば、 門外に移動させるよう指示されたい。 すなわち、 貴官に神護を授けられることを サン ロケ祈祷堂の宝蔵を

七五五年十一月三日 ベレン宮廷

(国務尚書)セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリョ・イ・

メロ

伝えら コ つ べ れる。 \Box た。 ン ンド ~ ゲ の大火』 スト蔓延と重なるこの災厄については、古来多く 六六年の有名なロ の火災では消防隊の始動が遅 は当時 \vec{o} ンド 消防活動に ン大火にお · つ 11 れ て比較的詳し 61 いても、 その後も狭隘な街路と北国の烈風に遮られ、 最新の機能を誇る消防活動が、 の著作が書かれ、 チャー 総じて徒労に ル ズ・ リヴ 延焼を阻 ŕ 帰 したと による 止 でき

マ でも現代 され 火 0 0 た消 技 0 々 術 シ お 防夫と最新 は カゴ よび手段として消 た 0 15 変わらな 相 利器による壮烈な敢闘す 違 な 防車 VI これ 'n 創案など、 なる器械は大火をも阻止 世界でも Ś 到底猛火に抗しえないことは、 っとも強力 一できる、 な器械を開 と広告する業者す 発 一五〇〇年前 た ۲, ,ら存在 十 世 0 紀 口 た。 15

ナ 這っ 0 焙炉る て脱 か 出 Ġ Ö した。 火片は床に落ち ンド 不 では大気の異常な乾燥が 小運にも住 た。 込みの下女は驚愕して恐怖のあまり 二階に住むファ _ 年近く ij Ť ĺ 続 と家族はその煙 V た。 九 月 隣家へ脱出でき _ 日 火 0 夜半 で目覚め パ ン製造業者 な 自室の窓か か マ Ġ ス 隣家 0

は はじめ はフ P リナと隣人た ちは自分で火を消そうと動い たら ١v L か Ļ 一時間後火勢は強く なり、

(1) Freire, Memorias das Principaes Providencias, pp.296-297.

対応であ 燃え盛る火焔を鎮 を用意する \sim 0 報に 口 ンドンでは め 踏 るに 4 各 切 地 は つ V 0 た。 家屋の 教会が わ ゅ 炎上した二軒 る 命じ 撤去が通常の方策とされ 〈練達消防隊〉 Ġ ħ る有様であ に隣接する家々を打ち壊し、 が 組織され、 っ た。 建物の破壊と防火帯の急造に役立つ棍 火災防止の巡視員も任じられ 防火帯を急造せよ!これ しか が当局 Ļ

指示される であ ったろう。 ンド スボ り、 ン 七 また、 消防 $\dot{\exists}$ 2 五. 、天や消火器の配備もある程度なされながら、 ンハ 五. 石造り 年の大火は大地震の 七五五年の公文書や被災記録にはは消防活動の記述は皆無に近く、 ゲンの災害よりもはるかに凄惨であった。 Ó 水槽や消火栓の装置を配した新築の歌劇場も、 直後であ 0 て、 火元の多さや盗賊に 活動の本拠たる参事会館自体が地震の直 もよより防火や消防はリスボ 震度九とい よる放火なども重な う未曾有 専ら延焼から ン市庁 つ の 衝撃は想定外 の避難が |後焼尽し の重要な

96/124

上方に木製のポ スボンでは一六〇一年十月二七日に王立万聖病院で火事があり、 ルトガル紋章が常置され、 周囲が全焼するなかで、不思議にもそれだけは無傷であったとされる 教会と礼拝堂が焼け た。 第一礼拝堂の

¹ Charles River (eds), The Great Fire of London: The History of the 1666 England 's Greatest City, Kindle book, No.2083 Fire that Destoryea

⁽⁹⁾ Portal, op.cit., p.602.

1

ぼ全面的に破壊された。 被災者の救助に聖職者と軍人が献身する情景は、 さらに大地震に先立つ五年前、 『ガゼッタ・デ・リスボア』にはこの火事についてかなり詳 一七五〇年八月十日黎明に同じく王立万聖病院 リスボン大地震の原型とも言えよう。 が 一層強烈な火焔に 41 記事が見出され 襲 ゎ

小ルトガル=リスボン (一七五○年)八月十三日歿

凄惨な様相に も病床の患者 会士に助 る貴重で膨大な蔵書をも危険に曝した。 堂と病棟の 工 八月十日 スズ会、 すべてを焼き尽し 月曜日の早朝王立万聖病院において火の たち れて、 オラトリ あらゆる身分の 万聖病院の教会が燃え始めるや、 は動転のあ 聖体をは 才会、 工 人々が神の摂理で慈悲を賜るよう哀願した。こうした火焔と錯乱にも怯まず、 まり じめ聖像、 D 1 急激な危機を逃れえず、 火の手は三方に拡大し 聖堂参事会、 式服、 風に煽られて火焔はビテスガ街へと転じ、 聖具などをいち早くサ 宝物を管理する神父は、 ドミニコ会、 不始末から激 て 近隣の住民も家財を護るの 一時 はサ フランシシコ会、 しい · シ 火災が発生し、 ۴ 施療院、 ・ドミンゴス修道院 ミンゴス ドミニコ会士とアラビドス アラビドス会、 そこでは建物の 修道院に迫 付設され に必死である。 へ移送。 た広壮な アウグスチ 大半を灰 かくも

97/124

(i) Dictionario da Historia de Lisboa, Lisboa, 1994. pp.450-451.

徳をもってドミニコ会士が看護したのである。 ない ニコ せ は感銘深 ネス会などの ・ミンゴ た。 子どもと保母をリベイ 会士は患者に 大勢の軍人も強靭な意志をもって救援に加わ ス教 べ 会への 聖職 食物を供 避難の 担ぎつ は、 消火すべ ラ į 0 つロシオ広場からデント 伯爵の ち、 彼らの容態を見守り、 国王陛下の勅令によってすべ く水を運 御殿へ入れるよう び、 (1) 病 人を背負っ 口尼僧院に至る長距離を担ぎつつ歩き、 h 指示された。 沢山の修道士や在俗聖職者が看護を手伝っ 不屈の奮闘を続け てサ ての ン . ド 聖職者たちの深厚な愛徳と英雄的な徳行 患者がデステロ尼僧院 ミンゴス教会とそ た。 みず からの寝食を忘れてドミ の修道院 行先でも同じ愛 た。

局とともに大工や左官の同業組合が例示されている。 を採録 した ではあるが、この災害に関してポル 『リスボン市史公文書集成』の註記には、 ŀ ガ ル 王権の勅令とリスボン参事会の令達が保存され 消防活動を遂行すべき職層として、 建築工事の監督当 て

七五〇年八月十二日 リスボン参事会会頭への勅令

災の余波とし 謹白。 国王陛下に置かれては国務尚書につぎのごとく命じられた。 た障壁は近隣の 建物へ 倒壊する怖れがあり、 す さらなる危険を なわち、 王立万聖病院で発生した火 回避するた め ある

あるいは支柱で支えるよう、 リスボン参事会に指示することであ

国務尚書ディオゴ・デ・メンドンは

リスボン参事会会頭殿

一七五〇年八月十二日 リスボン参事会令達

非常事態に即刻対処させるよう市民裁判官に指令する。 リスポン参事会は消防隊に保管されるすべての放水ポンプを、同じく消防活動を遂行すべき職層に配備し、

官 の管理もとに置き、 この令達に従ってリスボン市行政官および書記官は消防隊に保管されるすべての放水ポンプを、 別途定める職層に配備されたい。 1

日 設をさらに拡張した。 の応急措置にもおそらく関与したであろう。 七五〇年七月専制君主ジョアン五世が逝去し、 軍事担当の国務尚書に任命され た。 同病院再建の際にジョゼー世は近隣の建物十四を接収し、 飢饉に備えた食糧輸入の監督が第一の任務であっ 帰国して半年に充たねカ ルヴ アリ ョが万世病院焼尽の翌 たが、 医療の施

(1) Elementos para a Historia da Municipio, tomo ٧X

七、タバコ栽培園の防禦

た。アルガルヴェ国も地震と津波によって甚大な被害を受けたが、 ボルゴーニャ王朝は、 ガルヴェは、 大火に係わる緊急政策にはタバコ栽培園の類焼阻止を命じる勅令も含まれる。 八世紀イ タバコ栽培園の防禦を命じるものである。 一定の自治を認めつつ、この地域を併合し、 スラム勢力に占領され、 西アンダルスと呼ばれていた。 統治者をポ この地方に係わる最初の勅令は、 ルトガルとアルガルヴ 一一四七年リスボンを奪還した ポルトガル南端の広大な地域ア 被災者への ェと命名し

緊急政策第十七 にタバコ栽培園の防火を命じる勅令 発令 七五五年十一月三日ノ六 リスボン高等法院院長ラフォエス公爵

100/124

を最小限に止めるべく、 〈フレイレ編 『緊急政策編纂』第十三項目ノ四 リスボン高等法院院長 (ラフォエス) タバコ栽培園を襲う火焔を阻止し、 公爵に命じる勅令 さもなければ被害

【勅令】

謹白。

方のタバコ栽培園に迫る火焔を阻止するか、 国王陛下におかれてはリスボン高等法院院長に以下のごとき勅令を発せられた。 さもなければ被害を最小に止めるべく、 すなわち、 当地の船主や船長を招 アルガルベ地

配下の船員に付近の港へ船を就けるよう指令されたい。 貴官に神護を授けられることを祈る。

七五五年十一月三日 ベレン宮廷

(国務尚書)セバスチャン・ジョゼ・デ カルヴァリョ

1

(リスボン高等法院院長 ラフォエス公爵閣下

か と同じく気候の温暖なアルガルヴェでも行われた。 総額の約三割で、 バ コによる収益が一七一六年度には歳入総額の約二割で、 大陸発から導入され ガルに言及した一文を邦訳する 関税に次いで第二位である。 たタ バ コの栽培は、 ポ タバ ルトガル コの栽培は主としてブラジルで行われたが、 ビリング著 でも重要な国家財源 関税と取引税に次いで第三位、 **『**タバ コーその歴史、 がであ った。 種類、 財政 栽培、 一七三七年に の内訳を調 スペイン べ 取引 の南部 は歳入

けた。 ス、 ス ~ タ \sim バ コ 0 奨励が ル ル ١ なされ ガ ル ル で栽培 た 0 ッ、 は が 始まる オランダでは王権が 歳 入と利得の ٤, ただちに い源泉とし タバ タ バ コ て他の産物を遙かに超えた コ 産業に請負制度が導入された。 0 所有と開発を独占 そ からである。 の育成に熱意を傾 フラン

国 セ では当初 か タ バ コ は政府の独占であっ た。 一七五三年ポルトガル国王はタ バ コ 0 請負 制度

1 Memorias das Principaes Providencias, p.296.

バ コ産業の 以 請負が、 そ 0 収益は王権 六年契約七十万フランでジャン・ 0 歳 λ 15 お VI て主要な源泉 ブルトンに認可され 0 V ۲ つ となる。 フラ た。 ンスで は つ 六七

した。 送された。 で栽培が バ コを歳 アメ 始まる 入 カ 0 されるにつ P 切 す な源泉とみなし、 ぐさま多く れて、 ħ タ タ バ 0 バコは必然的 開拓者がその商業的価値に気づき、 コの大半 米や西 は 3 に商易の重要な品目となっ ンド 口 ·諸島 ッ パ へ運ばれ から大量にヨ さら タ バコ た。 にそこからアジアと 口 ッ スペイ や毛皮などを交換貿易で取得 パ へ輸 ン 人とポ た。 ア ヴ , フ P IJ ガ カ ジ ル ・ニア 人

庫と港湾の 危機管理

盤となる国庫と通貨を鋳造する造幣局が存立する。 の 日は緊急政策として国庫の防備と港湾の警備を命じる勅令も発せられ 軍隊の出動による厳重な防衛体制が指令された。 震災の混乱に乗じて外敵の侵入や組織的な掠奪に曝され た。 リビエラ王宮一帯には 財政 の基

緊急政策第十八 発令一七五五年十 月三日ノ七 兵馬総帥マリアルヴァ侯爵に国 0

1

İΠ

Ŗ.

Billing,

Tobacco:

Its history,

Varieties,

Culture,

Manufacture and Commerce,

USA, 1875.

pp.122,

防衛を命じる勅令

アルヴァ)侯爵に命ずる勅令 イレ編『緊急政策編纂』第十三項目ノ六 国庫周辺を厳重に防備させることを、兵馬総帥

【勅令】

謹白。

貴官に神護を授けられることを祈る。 のなかで大勢の者が無謀となり、住宅のみならず、 とで厳重に防備されたい。 存続の財源である国庫を護るため、 国王陛下におかれては兵馬総帥 これこそ至上の勅令であり、 (マリアルヴァ)侯爵に以下のごとき勅令を発せられた。 常備軍の出動および予備役将兵の補強・ 寺院でも掠奪に走ることを陛下が憂慮されるからである。 いかなる遅滞も許されない。 招集を指令し、 なぜなら、 すなわち、 財務官列参のも 異常な状況 王国

一七五五年十一月三日 ベレン宮廷

(国務尚書)セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリョ・イ・ メロ

(兵馬総帥マリアルヴァ侯爵閣下)

1

★緊急政策第十九 発令一七五五年十一月三日ノ八 兵馬総帥マリアルヴァ侯爵に軍事参与の登用を命じ

1 Memorias das Principaes Providencias, pp.297-298

る勅令

ロンハ・ (フレイレ編『緊急政策編纂』第六項目ノ二)右記の王命を執行するため、ロドリゴ・アントニオ・ メネゼス閣下を軍事参与に任ずるよう、 兵馬総帥(マリアルヴァ)侯爵に命じる勅令

【勅令】

謹白。

指揮により正規軍と歩兵隊に河港での任務を遂行させることである。貴官に神護を授けられることを祈る。 ため、ロドリゴ・アントニオ・デ・ノロンハ・イ・メネゼス閣下を軍事参与に任命すること、また軍事参与の 国王陛下は兵馬総帥(マリアルヴァ)侯爵につぎの施策を命じられた。すなわち、現在の急務に対処する

七五五年十一月三日 ベレン宮廷

(国務尚書) セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリョ・

(兵馬総帥マリアルヴァ侯爵閣下)

1

まな場所に秘蔵されていた。 な金塊には、 した財貨のなかでブラジル産の黄金は、 密輸によるものが多量に含まれた。 ミナス・ジュラスなど南米の鉱山で採掘され、 ポ ボクサ ルトガル王権の原動力であるともに、 の労作 『ブラジルの黄金時代ー一六九五-一七五○』 リスボンの港湾へ陸揚げされる莫大 公的にも私的にもさまざ

1

Freire,

Memorias das Principaes Providencias, p.112

流通したことは否定できない。 誇張であろうが、 そうした金の十分の一 七八五キロ 八世紀最初の二十年間こうした金が着実に増加してい な でスペインが中南米から獲得した総量をも超える。 た金の量は、 ミナス が、 確固たる数値を知りえない。 一万四五〇〇キロ IJ . グラム、 ン ボ ジ 一四八二年ミナ鉱山 エ ラス、 ンで年々受領された数値が確 ブラジ グラムに達する。 七〇三年には四三五〇キログラムへと上昇した。 IJ オ・ ル産の金が大西洋の東沿岸と西沿岸で、 か鉱山監督所と造幣局へ送られぬ、 デ • マガルハエス・ゴディ ジャ 実際に採掘された金が三分の一弱しか報告されぬとアントニル の創設以降ギネアからポルトガルに輸入された総量を凌ぎ、 ネ これに加えて密輸された金の量は、 1 口、 かな目印となろう。 バ イアなどの各地で採集された金の量は大まかにも算定でき 〈中略〉 る。 ンリョの調査によれば、 一六九九年の七二五キログラムは、 と同時代の権威ある証言も訴える。 近年ある研究者が示した記録によれば、 合法的にも非合法にもすぐさま莫大な量で この激増が一七一二年に 押収の記録と官憲の推理以外に ミナス・ ジェラスで採掘され 二年後には一 十六世紀全体 驚異的. この証言は は試算し、 な数

を作成 れた。 金装具などいずれの形態でも商船に載せてはならず、 イヤモンド つね 軍艦の に厳守され 品目別に区分け 艦長にも金銀の搭載に極力便宜を計ることが要請される。 や他の宝石類にも同じ仕方で扱われ、 たわけではない して貴重箱に収めるのである。 が、輸送に際して黄金の所有者は、 これら貴金属のすべてに一パーセ 軍艦の貴重箱に保管させるよう、 IJ ハスボン \sim 到着するや、 貨幣、 信頼できる証人三名のも 鋳ゥ 塊。 黄金は造幣局 金粉、 ントの運輸税が付加さ 王権は定めていた。 届けら 製 ħ

|入した物量の市場価格に応じて所有者は現金で受け取った。①

九、海寇と海賊に対する防衛

と通達はテージョ沿岸の広い地域を範囲とし 行と出港を禁止する 制のなかでとくに異様な印象を与えるのは、 て、 戦時に準じた体勢を王国海軍に命じ、 ムー ア人の海寇に対する厳戒である。 す べての船舶に乗船と航 つぎの

ル ヴァ侯爵に命じる勅令 緊急政策第二十 発令 七五五年十一月三日ノ九 ムー ア人の侵 入阻止を兵馬総帥マリア

はじめベレンからボン・スセソまでの沿岸を防備させるべく、 (フレイレ編『緊急政策編纂』第六項目ノ一) 【勅令】 アルジェリア人の企図をすべて阻止するため、 兵馬総帥(マリアルヴァ) 侯爵に命じる勅令 各地の要塞を

謹白。

国王陛下におかれては今般つぎのごとき奏上を受けられた。 すなわち、 ベレン要塞沿岸に投錨する船舶に

(1)

Ŗ

一七五五年十一月三日 ベレン宮廷

(国務尚書)セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリョ・イ・メロ

(兵馬総帥マリアルヴァ侯爵閣下)

1

(iii) Freire, Memorias das Principaes Providencias, pp.110-111.

緊急政策第二一 に命じる通達 発令一七五五年十一月三日ノ十 すべての船舶の航行禁止を要塞司令官

(フレイレ編『緊急政策編纂』第六項目ノ三) すべての船舶の航行禁止を要塞司令官に命じる通達

【通達】

ば、 王命によりすべての要塞司令官は、 極刑に処する。 いかなる艀や船舶にも出港と航行を許してはならず、 これに違反すれ

一七五五年十一月三日 ベレン宮廷

(国務尚書)セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリョ・イ・メロ

(要塞司令官各位)

2

はじ なか でもア スラム勢力 さまざまな財貨が積まれ、 ルジェリアを拠点とする海賊の犯行である。リスボンへ寄港する多くの船舶にはブラジル産の金銀を か らの国土奪還のあと、 海賊にとって絶好の標的と言える。 ポ ル ŀ ガ ル沿岸部をつねに苦しめたのは、 排撃されたムー ア人の侵入、

史学者エディテ 海賊と海寇に対する防衛は、 7 ルチンス ポ ア ル ルトガル王権とリスボン参事会が十五世紀たえず苦慮したところであっ ベルトは、 論文「十八世紀リスボンにおけるアルジェリア海寇の脅威」 た。 にお

2

をまず紹介する て、 大航海時代の専制君主ジョ アン二世とその王妃レ ・オノ ルが海賊の撃退をリスボン参事会に命じた古文書

地 王権 ンガ諸 位にあ 代 0 禁令を無視 治 を 回顧す 数艘を捕 海賊ジョ (イギ 3 獲 ij ۲ スボ ア ス l た。 船と ン ン 寇 港に そう ーフラ ブ 0 ĺ 脅威 ^ンス船 侵 タ た事態に対 才 i 入するフランス I の各 関 わ して る最 _ 処す 艘) ij 初 スボン参事会に送付 0 史料 を襲撃した 海賊船を拿捕すべ る措置を、 は、 ジ 王妃 あと、 3 P ン は参事会に < 力 した親書で スカイ ジョ 0 王 ア 要請 ス 妃 0 あ ン二世自身も じた 外洋 る。 才 この 0 に停 で ル あ 泊 海 が 船 賊 団 は 摂 べ 政 0 武 ス ル

装を同り フ IJ ペ三世 の御代には IJ ス ボ ン 参事 会が海賊 か Ġ 0 国 土 防 衛 を つ 0 よう 1: 君 主 に請 願す

IJ

0 を撃退する軍隊 と襲撃を撃退できず、 も軍備も 募る危険に漁夫た な 沿岸の 都 ŧ 港湾も も外海に出漁でき 住民も 4 な武器を有し な ٧١ 実情でござい ない た ・ます。

ン IJ ス 隊等 なる防衛 ンではこの二年間船舶 0 が 軍艦七 危機に n なされておりませ 拠地 艘 た |瀕す ほ ど から新たに海賊 15 る現 0 出動 王 在、 の奪取が相継ぎ、 を命じら 国 の勢威 ん。 (ブラジ 外敵の悪逆な陥穽に包囲 が出陣し n ル 国民の における) 莫大な被害を防ぐ たとの情報も届きましたが 海上および陸上での被害は当然多大 税収と 赫々たるバ あら 商易の っされ、 1 ゅ ヤ奪還 あら る方策を遂行 防禦と奪回を可能に 0 当方の沿岸に 権益を護る 0 族衆 規模に ħ る は王 す の参戦と る武器 及 国軍 懇願 び

(1)

拉致 その根源はイスラム圏とヨ バ 国 リ諸国を成立させた。 賊 ジアにお た住民 十六世紀前半にア 七世紀地中海に を奴隷と ける倭寇と同じく、 における ح Ź ときに れらイ IJ ロッパ圏の相克にあった。 カ北海岸に進出し、 こうした海賊は海上の船舶を襲撃するだけでなく、 海寇、 は身代金を要求した。 スラム教国と海寇との関係が、 制 圧 虜囚』 アル にお ジ 海賊の攻撃は地中海 61 ェリア、 四五三年コンスタンティ てつぎのように アド チェニジ ij アン 語ら ア、 と大西洋の ティ れる ij 上陸して市中 = ぉ ン = プ 沿岸部に広く向けら タ ルを攻略したオス スウッド著 リア など 'n 財富 いわ ゆる ル バ 7 れ

断 Ŧ L エ 二 た。 ス 0 互 征 15 服 国境を尊重 15 ょ つ て 兆 アフ 他国民 IJ カ 0 支配 を 攻撃しない旨合意し 権 が 確立 Ļ 皇帝 たの セ IJ で ム あ _ 世 は _ 五 八 〇年ス べ 1 ン ۲ 0

110/124

IJ て ス た。 か 私掠 拉 とそ ス n 0 教 成果が役 国 奴 0 隷 船 ٧ 舶 人の賃金や宮殿 を襲撃す て 、労働 ることによ の経 n た 費に充当され つ 0 て、 は Ŧ Ŧ I ス 二 た ス、 ク F 沿岸 卜 IJ 0 $\dot{\sim}$ 建設す 0 IJ 侵 λ P や商 ル ジ 金 船 I \sim 0 港 0 経 湾 攻 済 撃 0 は 支え 防 の際にキ 4

1 Arquivo Municipal, 2a Serie Martins Alberto, Corsários argelinos na Lisboa do No.3. (janeiro-junho 2015) pp.131-132 século XIII : um perigo imenente, Cadernos

は海寇で暴力 十七世紀 の管理に要する資金を捻出するためである。 0 初頭チ しか示さな エニス、 IJ ポ IJ ア ル ジ エ ・ヴァ 0 バ ル バ リ三国 の市場でイギリスは毛織物を売るの は 1 ス ŋ ン ブ ル Y 0 同盟に 護 6 バ n て バ

た。 のため住民に命令した。 一定の自治は認めてい た が 才 ス マ ン帝国皇帝は 三国 0 各 々 15 総督を置 ١v て税金を徴収 自己 0

十、聖職者の救援活動

えて首都からの逃散を阻止すべく、 を踏まえて、 震災第三日の 前日方針が示されたのを受けて、 最後に掲げる勅令は、 住民に説諭することも聖職者の責務なのである。 総大司教を通し教区司祭に救援活動を命じたものである。 すべての教区司祭が遺体の埋葬に献身するよう指令された。 総大司教 の 加

急政策第二二 埋葬を命じる勅令 発令 七五五年十 月三日ノナ 国務尚書および総大司教猊下に遺体

1 New York, 2010. pp.10-11 Tinniswood, Pirates g Barbary, Consairs, conquest, and Caplovity in the 17th-Century Mediterranean

祭に勧告する旨、 (フレイレ編『緊急政策編纂』第一項目ノ五) 国務尚書および総大司教猊下に命ずる勅令 住民のため遺体の埋葬を行うよう、 王都と近郊の教区司

【勅令】

謹白。

性となることも覚悟すべきである。 た。すなわち、総大司教猊下の指令によって、 とともに陛下にも終始仕えるよう命じられ、 キリスト教の信仰に導かれて一致協力することが肝要なのである。 都リスボンが放棄され、 修道会の幹部に、 要する危険も横たわるが、 体を放置すれば、 国王陛下におかれてはつぎのごとき状況を聴聞され、 都民に取り憑いた恐怖心を払い除け、 住民が王都に立ち戻り、 キリスト教徒のあらゆる善根のなかで、 死せる者の迅速な埋葬に献身するほかない、 この勅令を通達するよう国王陛下は総大司教猊下に命じられた。 とくに甚大な危険を招くこと、早急に遺体を埋葬すべきこと、これらを成し遂げるため、 神意に叶う徳業の達成によって、 無人の荒野と化し、 神の赦免を哀願し、 貴族や高官や将帥に協力して、 総大司教教会の高僧と参事に止まらず、 あまたの民衆を王都に呼び戻すこと、 さらなる怖るべき脅威を防禦するため、 閣僚一同と軍部の将星に指示された緊急政策もなお充分ではな 王都、 神の裁きに寛恕を願うには、 祖国の済生に貢献すべく、 郊外、 神の懲罰が保留され、 ځ 賢明な方策を提示された。すなわち、 この作業は崇高かつ悲壮であって、 近郊のあらゆる司祭が、 神聖で敬虔なる作業、 国務尚書を通して総大司教猊下には、 何人もそれと対決し、 聖なる慈悲を授けられる、と。 各地区を救援するためすべての 生き残るよう神に選ばれたすべ 火災を免れた地域では、 すなわち生ける者を防禦 なおまた、こうした方策 説得力ある布教で住民 無二の方途を示唆され 極度の警戒を 震災の結果王

112/124

令として発するよう国務尚書に指示された。 るのを憂慮され、 の成果に期待される国王陛下は、 在俗聖職者や一 部の修道会士が許可なく勝手に近郊へ抜け出すことを、 住民への説得を怠れば、 貴君に神護を授けられることを祈る。 脅威は倍加し、 作業はなされず、 総大司教猊下の禁 無人の地に変わ

一七五五年十一月三日 ベレン宮廷

(国務尚書)セバスチャン・ジョゼ・デ・カルヴァリョ・イ・メロ

1

(総大司教・枢機卿猊下)

模や数値を示すに先立って、 解説が見出される 力を把握するには、 総大司教を頂点とするカトリック教団は、 ポ ル ガ バ ル ルビ著『ポルトガル王国に関する統計学的研究』 の伝統的な心性と教会への敬虔な帰依を知る必要があろう。 緊急政策の執行を担う第四の組織となった。この組織の役割や影響 には信仰に係わる習俗と心性 教会や修道院の規

IJ ア半島へ スト教徒、 代 口 伝えら マ 回 の神学者テ 教徒、 れた。 アラ ユ ダ ĺ ブ人による征服とともに、 ヤ教徒がながく共存した。 ゥ IJ アヌ ス や エイ レナ キリ イスラム教もここに導入され、 が明確に述べるように、 スト教徒が国土を奪還すると、 キ ij ス 彼らの統治もも ト教は二世紀 回教徒とユダヤ 15 とにキ 1 ~ IJ

(i) Freire, Memorias das Principaes Providencias, pp.52-54.

徒は再三迫害 ż ħ D マ カ IJ ッ だ け が王国公認 の宗教となっ た。 中

聖櫃の キリス わ するのではなく、 れるが ない る絢爛豪華な装飾と照明 ルト ア 造成に でしか見ることが が ガ 教諸国に 彼ら ち真正なる道徳と秩序ある社会の基盤を、 したが め IJ ル スボンとポルトでなされる祈祷行列や聖週間の勤行は異常としか言えない。 て有益であ はあらゆる建築技術が 人の信仰 は寺院の建設 それを遵守するように助言 お っ て、 ٧١ ても は熱烈であっ この る。 できない。 っ 国につい なぜなら、 は、 とも壮麗な部類 や装飾に豪奢を尽し、 同じように由緒あるスペイ 聖なる宗教への崇敬 て、 駆使され て書いた幾人か 多 す べての神事をきわめて厳格に営む。 したい。 の芸術家に のに数えら る。 すべて 宗教へ 尊きものを崇める習性を培うなら 真摯に敬う態度が保持されるからである。 の著述家と異なり、 さまざまな機会を提供 を ħ の宗教儀式が遍くポ る。 の畏敬を示すのである。 こう ンや こ れ ・イタリ した習俗は人々に鼓吹するととも らの儀式でかならず アの諸都市、 本稿の ルトガ イタリ 執筆者は古来の 才能 ル なかでも聖体器を収 口 ア ではきわ ば、 ポ 人ほど洗練され を発揮す ルト 聖体祝 マ、 聖なる宗教の ミラ ガル め て荘厳 ź 日 習俗を非 人が に 場をたえ の儀式も 繰り に行 める

る。 総大司教を頂点とするポ 各教区 お け 被害の調査と報告は、 ル ト ガ ル の宗教界で、 緊急勅令によって教区司祭に要請され、 教区教会はその底辺を構成 リスボ 民衆の生活に密着した組織 と首都近郊にわたる調

tome

Ţ,

査結果は、 の広 た。 それ 大なサ とは 九二〇年代 タ 別 紀若干 • マ ダ レ の ~ 教区に ナ 教区 ラ 0 に 61 関して、 て、 震災 への規模. ル Ó イス 大著 ・デ・ と様相 七五五年 が各 マ セド が を纏め 冊子 月 ,に記述 た記録を検討 \exists され た。 ガ ここで はリ の なか ス ボ に集成さ ン中

密な犠牲者一覧を提示 レ IJ ス ボ 銀細工師街 ユ ナ教区 IJ ン中 アネス街につ に 心 お ける 王宮河港に築か の東側に拡がるこの教区は、 七五五年 11 てその名簿を紹介する 列挙される死者の総数は れ Ó 地 たペド 震 に ラ埠頭までパ お 大聖堂周 11 て著者 一三八名であるが ダ 辺の マ セド リア街 ペドラス・ は るど広汎 教会の ネグラス街をはじ 死亡・ 本節では被害の甚大な な地域にわたる。 埋葬記録 から 小冊 の パ イ 子 ダリ 索に ーサ ア街 シ タ \boxtimes の マ

マ 区 犠 者 パ ij

テ 靴製造親 方

工 ル ヴ ラ レ ザ 同家の妻

Ξ カテ ij ナ ジョ フ 同家の

マ P 口 同 家

四

六 五 オ デ 二 ス 同家 0 職 人 未婚

ス コ ダ コ ス Z 靴製造親方 既婚

ジ ズ 同 家の 妻

九八七 (名不詳 同家の 同家の 息子 息子そ 0 0 = ? ?

同家の 息子そ 0 Ξ ?

氏名不詳 同家の 息子そ 0 四

名不詳 同家 Ö

ij ア ラ 靴製造親 方 寡夫

十四 3 U 同家の職 人

十五 モ テ

十六 サ マ IJ ア 同 家 0

116/124

ア 同 家 Ó

家 0

十九 ザ 同家の

ン テ 同家 0 息子

カ 同 家の

3

マ

リア

靴製造親方

D

べ

ス

デ

1

P

ス

0

妻

ラ マ IJ P 同家

口 IJ ア 口 バ

Ŧ ス

フ コ 未婚 靴製造親方

靴製造職人

ヴ

´ラス

靴製造親方

二九 靴製造職

三 〇 ワ ヌ ダ コ ス 9 寡夫 靴製造親

ミニ P 同家の召使 ミー

ガ

9

バ

チ

ス

Z

軍

人

マリ

才

バ

チ

ス

9

0

妻

ミニ 住民 ジ IJ 才 カ ス ッ 1 0

三四 ニア 靴製造親方フ ラ ン コ ダ コ ス タ 0

三五 スシ ア ル 既 婚 ス \sim 人

同家の 二歳ぐ

ミセ ダ 住 一民ジョ アン・ ア ス 0

三八 才 亡妻亻 ネ ス ア

ラ 3 Ĺ 未婚

0 マ 口 マ 公吏ジ 3 ア ア ン ネ ス 0 妻

住 民 ガ ブ IJ 工 ル コ 工 3 0

ク ッ 住 民 フ エ ラ モ ッ タ 0

Ξ T ア ス 3 ス 住 民 3 4 フ 1

四

て 宁 61 た。 る坂道であ ダ グリア こうした業者のもとに家族だけでなく、 津波の犠牲者も含まれるであろう。 街 は ر چ ア ル ファ 三六 7 大聖堂周辺、 年に命名されたこの サ ン 卜 • 街路に 大抵は職人や徒弟が同居したのである。 ア ン タ は、 オ広 右 場を北端と の 覧か ら判るように、 IJ ベ イ ラ河 靴造 畔 ここに o o りの バ カ 親方が は地震と火災だ ル 朩 エ イ П ス街

マ 会教区 犠牲者 そ 0 サ ジ ュ IJ

ゲ ス

_ マ IJ P テ レ サ 製造親方ジョゼ フ マ ル ケ ス

六 五 四 三 チ ス タ 細 工

才 デ ア ブ 0 娘そ 0

デ ア ブ ル 0 娘そ 0

ス 9 才 0

1

Luis

de

Macedo, O Terremoto de 1755 na

Freguesia da Madalena,

Lisboa . pp.10-11.

のニ

フ 鉄親方A 0 寡婦

ア・ ゼフ P 同 家の

娘

ザ

べ

の娘

P 3 ーアヒ ナ 住民ジョゼ フ・ マ ル ケ ス 0

同家の 女中 混 血 児

十三 マ IJ ア 靴製造親方ジ 3 ゼ フ フ エ ラ ン デ 0

十四 3 ナ 住民ア ニオ・フラ シコ

0

十五 エ ランド 靴製造親方 3 ア ア カ ル ナ カ

ア 保安員の

人ア トニオ 口 ペスの

ピン ホ 理髮師

ネ ス 靴製造親方

ス 衛 兵ジョゼフ・ フ ェラン デ 0

ゴ ヴェス? 未婚 同家の

<u>-</u> 同家の

者

二四

Μ

靴製造親方の

ア ジ ス

二六 P 同 家 0 娘 そ ō

マ ア 3 + ナ 同家の娘その二

テ ザ 3 アキ 未婚 ?

ど多様な職種の当人または家族が見出される。 た死者であ ン ここでの犠牲者としては同じく靴製造の関係者が五名が含まれるほか、 ジ IJ アネス街は前記バ 異教徒、 外国 ダリア街の中程を西 旅行者の多数はもともと掌握されてい これらはサンタ・ [へ折れ、 マダ バ イ レー シ ャ地区西端のマグダ ナ教会によって身元の確認と埋葬がな 銀細工、 蹄鉄工、理髪、 レ ーナ街へ下る小道 商業な

複を含むとしても、 なぜかソウサはそれらについて職業または身分の記載をすべて省略した。 こう したマ セド の調査結果はソウサの大著にも摂取され、犠牲者の氏名はみなそこに転記されている。 職業・身分の明示によって被災の深刻さを一層痛切に思うことは確かである。 ②マセドの調査結果が一抹の不備や重

外国

Sousa, op.cit., tomo III, pp.597-600

1

あ t ے ン の プは、 日 れ ポ ら報告 ル ト 玉 ガ の \sim ル 駐在 抜粋は報告はポワ の報告を発送し のフランス大使フランソワ た。 /リエ著 震災後リスボ IJ ン ズボ ۴, ン ン 地震一七 から外国 バ ッ シおよびプ 『へ送られ Ŧī. 五年』 の П た公文書のなか シャ なかに見出 公使 ^ I され ル でも マ ン つ とも ジ 3 卓 ゼ フ 61 \exists ブラ

フラ ある。 ら ス大使 フ ラ ン ッ ス外務省古文書部に保存さ シの報告は数次にわたりヴ れ エ ルサ る 1 簡素な紙に慌だし ユ宮の財務長官ジ 41 筆致 ユ イ伯爵ア で綴ら ń ン る が、 . ワ 第 ヌ の ル 報告 1 は ル

ス 大 使 フラ ソ ワ 七五五年 バ 一月三 ッ 日、 IJ セ ス 五 五 ン近郊 丰 月三日 付

喪失したと思う。 旧できぬ に部屋着と上靴 焼尽 本月 ħ た。 is 1 ij た。 日午 ン 多くの ス 大使秘書官の至急便発送に付託 バボン 前九 火災はほ Ĺ は 持 時 を変貌させたの ;ち出 僥倖に 半 に地 ぼ同時に五 べ 震が発生 た。 も本官自身はもとより、 ッ ĸ 二対 が である。 0 て本官は 六つ 0 タ ~ わ 0 断 L ス が 地 な (フラ IJ 点 邸宅も同様に崩れ で始 五 IJ Ź ボ 最愛の妻と子 分 ンス領事) などはすべ まり、 以 上続 ンの 烈風 壊 V て残 た。 滅 グ ル た に煽ら へ至る怖 建造物 が 二 すべ たまま 工 殿 勇敢な従 れて大火が て 0 0 る 0 で、 大半 山 べ き災厄 狂へ赴き、 召使も無事であ 二万 が倒壊 僕が資産も 百年 15 っ 彼が隣 VI け 広 て νλ 上を 程度 も復

νL 後夜は烈風 から てこと ŋ オル を 知 で身を護 っ た。 つ 0 てい 隣 人 が本 15 受け λ ħ 露 天 0 テ 4 15

第三の災厄を た。 不幸にも レラダ 止できると思 は 伯爵は玄関 0 わ 程度し n 0 る 横 木に か な 砕 VI か ħ 飢 て、 餓 を憂慮した 無惨 E も逝去 が され ポ ル た。 卜 ガ 口 ル 廷は適 マ 教皇大使は従者全員を 切 な法令

国王陛下のご様子を 本官は今朝陛下 深厚な 'n 王族 る恩愛、 ŧ 0 伺候 方 崇高なる精魂をそこに拝察致し ヤ にご 衷 助 心か カす ら慰藉を申し ~ 早速べ 上げ V ン た。 使者を遣 光栄にも半時 わ た。 間 昨 も拝謁を賜 日 は 車馬 が 確保 た

まは および行文 務長官ア 0 安全な居場所 不備が ワ 伴 ヌ ż ル ことをなにとぞ赦され を 1 x ル させ 1 エ 適 閣 切 下 な 訓 た 、をお待 ۱) ٥ 終生変わ Ġ V ぬ る。 閣下 ħ Ġ 0 0 敬意をここに捧 状 を 伝えるこ iř 敬具。

122/124

ル の 口 ス 大使 テ ラ ン ソ ŋ 7 ۴ ル バ ッ ル シ は ル 7 七 五二年フラン た。 ル ス大使としてリスボンに着任 五世 の 高名な愛寵 ポ した。 パ 七四〇年彼

住し か ガル てフレデリ 行文にやや乱れがある。 の通商を緊密にするためであった。 ック二世に登用 ル 7 ン ジ Ξ され ゼ ポワリエの著書に採録されたその抜粋を試訳する。 フ・ た。 ブラキャ 一七五一年から公使としてリスボンに派遣され 国王に宛てた一七五五年十一月三日付公用至急便は、 ンプは、 ポ ル 卜 ガ ル系オランダ人の家庭に生まれ、 たのは、 プ フ ラ П プ ス語で書 ャ シ とポ ヤ に

を得てい 運にもみな無事でした。 た様相を、 宇宙 してい 0 ます。 創 国王陛下 造者た ます。 建物 る神 中 0 に報告した 瓦礫に埋も ポ 数次 ル ガ V 15 ル ħ わ と存じます。 たスペ たる大地 王国の全域、 イン 0 大使、 激動に 〈中略〉 さらには ~ よって首都 天恵に レ スペ ・ラダ 1 伯爵を除け よって本官は死を免 ij ン ン ス ボ 0 国境地帯も大地震に襲われ ンとそ ば、 王宮周辺に住む外国使節は幸 の近郊 n Ö 家族全員もことなき 住民に劫罰を下 た、 と人々

ます 国王陛下に おか n は、 ポ ル 卜 ガ ル 国 王に慰藉と激励の 書簡 を草され 本官に付託さ ħ ħ ば、 光栄でござ

1

Herman Joseph Braancamp,

Lettre à

Frederic II datée

du 3 novembre

1755. citée

dans

Poirier,

op.cit.,

p.42

郵

便制度の確立に先鞭をつけたプロ

シャ

ではあるが、

公使ブラキ

ヤ

ン

プの至急便は発信から四五

日

べ

ル

手元へ転送される。 また十二月二日にはハ ン宮廷の国務長官グラー の公文書第一 報 に フレ リスボ レデリ グ フ 滞在の王室顧問官より急報を受け、 ッ ン大地震に ポデヴ ク二世は イ っ つぎのように対応した。 ル 1, の手元に届い てすでに国王は、 た。 この文書はただちにポ 詳 一月二五日ロンドンの英国外交官ミシェ 64 情報を寄せるよう依頼してい ッ ダ ム離宮フレ レデリ ッ 現地 ルより、 ク二世

災厄に襲わ な惨禍の 書簡 ħ で国王陛下 たリスボンと各地の艱苦に 0 伝送に感謝す とそのご家族が無事であられ 3 信義と 向け 情誼 を籠 て、 衷心 8 た から 親書をただち たことを祝福した の篤実な慰藉を申 にポ ル し上げるとともに、 ガ ル 国 王 に送る必要が か

Ł 五五年十二月十八 日 ポツダム

プ 口 シ ャ 国王 フ IJ IJ ッ

国務長官 グ ラ フ ポ ・デヴ 1 ル 殿

初出 二〇一五年 八月六日

二〇二一年八月十八

le

Grand,

Oeuvres,

volume

27-I,

Politische Correspondancz

Friedrich, pp.424-425, 437

1